

所を別に給はる、十六歳にて從五位下伯耆守に任じ豊後白杵
但馬豐國播磨三木に管城す、慶長五年より東照公に歸順し東
府に行く。

豊臣氏時代は過ぎて元和三年徳川氏の領となりてより
庄屋格の家筋として村治に盡せり、元禄年中此の家よ
り有名なる力士大木戸彈右衛門を出せり、現在の家は
兵庫の豪商北風莊右衛門が幕末の頃花壇として造作せ
る家にして、北風家没落後朝民家に譲り受けしものな
り、矢車の紋所長者の北風が、時代の變に備ふるた
め、都會を離れし小部の仙境に、萬一の避難所を造り
し用意も、内部の變動に先んせられ瓦解したる末路の
記念なれ、花壇は西小部村にも今一軒残り、朝民と
いふ姓は、維新の頃に當家の先代が、時局の推移に深
く感じ、王政維新仰せ出されし時、今よりは朝廷の民
なればとて朝民の姓のつけしものなりとぞ。

○内 田 家

西小部村に舊家と傳ふるもの、城戸、中井、内田の三

家なり、内田は原野村の舊家栗花と縁類の間柄にて左
の如き位牌あり。

矢田部左兵衛佐真次三十七代後胤

栗花落真道 俗稱内田字八郎真直

明暦四年二月の讓狀に、内ら清兵衛とあり、されば以
前は内うらといひしが家の稱呼なりしが、やがて内田
として家の氏に名けしもの、如し、城戸は一村の木戸
のありし所の地名なれば、内うらの名は木戸の内なる
稱呼なるべし、此家は建築も相當年代を経たるものに
て、門などの有様は三百年前の面影を存し、庄屋格の
家筋の斯くありしものを偲ばしむ、家に古文書數通
あり。

永代賣渡申山之事

合一所は角見也

四至 限東山峰 限南峰
限東山峰 限北塚

右件の山者木戸九郎右衛門雖爲先祖相傳私領依爲要

用直米五斗に下の與三次郎に永代賣渡申所在地明鏡
也此上は別親類他類不可違亂妨者也依爲後日永代證
文之狀如件

慶長八年十二月二十六日

木戸九郎右衛門

辻 與三次郎殿

永代讓渡田畠之事

壹所 すね作 六拾初付立
壹石八斗貳升

壹所 合田谷 參斗六升付立

合貳箇所讓渡也

慶長二十年三月六日

等 淳

内浦 愛鶴 丸參る

永代賣渡山之事

合壹所 在所名 小屋谷

四至限 東よこ道 西よけを
南 堺 北 堺

右件山中屋八兵衛雖爲下地依有要用清兵衛方へ丁銀
百五十目に永代賣渡申所實正明白也此上者我等子々
孫々に至迄違亂妨不可有者也
永代證文依而如件

承應元年たつノ十二月十九日

中 屋

八 兵 衛

う ち ら

清 兵 衛殿參る

○畠 田 家

山田村東下に舊家畠田氏あり、系譜一卷あり、祖先を
矢田部長麿とし、矢田部郡司職たり、子豊實に至り姓
を丹生林とす、此時社を庭前に營み顯宗、仁賢、飯豊
青皇女の二帝を奉祀せり、延暦十二年七社大明神を奉
請す、一村分七箇村奉請すとあり、丹生林家綱は北條
時頼の諸國巡覽に陪し六波羅の館に送り賞を受けて山

田に歸る、弘安八年七月朔山田追捕使兼山守職を蒙る
とあり、其子時家は赤松圓心に屬し武功あり、東播島
五ヶ村を領せり、是より畠田と改むとあり、(此の父子
の年代に甚しき相違あり)畠田隨家は永徳年間に山田
庄十一箇村永徳寺を建營す、此頃庄内家々列席之次第
を定むとあり、隨家の子時治太郎左衛門尉と稱し赤松
滿祐に屬し、嘉吉騒亂に赤松家滅亡す、依て山名彈正
少弼是豊に屬し播磨國加東郡河合郷粟生村岡の城を領
し丹生太郎左衛門時治と稱す、子則時は寛正年間東播
三木城主別所家紀伊守村盛に屬し、有武功、丹生小太
郎と稱し畠田の城に居る、子則重細川高國に屬し出仕
す享祿四年高國尼崎の民家に亡ぶ則重時に大勇戦す二
男重光左京と號す弘治年間河内國村野午頭天王神主某
の養子となる三男時則、長左衛門と號す天正年間羽柴
秀吉に屬し平井山に出張し三木城主別所長治と合戦す
其時勇戦の狀信長の上聞に達し大に褒賜さる、子高知

信長に仕へ力量他に過ぐ名を改め主馬助といふ、御馬
廻役を蒙る、山崎合戦に討死す時に年二十一歳、時則
の二男高政は池田信輝輝政父子に仕へ天正八年正月伊
丹城主荒木村重を攻む、又荒木志摩守村清を花隈城に
攻む大に武功を顯はす、後輝政公より二百五十石を賜
はる、四男高親家を繼ぐ宇治右衛門と稱す、慶長八年
卒す、妻は上谷上佐久間氏の女なり、子高光、右司衛
門と稱す、文祿三年庄内檢地あり惣奉行山岡惣軒出張
に付幹旋する所あり、文祿四年卒す、三十七歳なり、
妻は原野村栗花落氏の女、子高元奥右衛門と稱す、慶
安三年卒す、年八十二、妻は大橋氏の女、子高清義兵
衛と稱す、慶長十五年卒年三十三、妻は吉川氏の女、
弟高幸繼ぐ茂兵衛と稱す、寛永四年卒す五十九歳、妻
は山田氏の女、子高重右兵衛と稱す正保二年卒す、五
十七歳、妻は吉田氏の女、弟高信、藤兵衛と稱す、慶
安年間同村に分家す、高重の長男高尙繼ぐ扱太郎と稱

す、承應二年卒二十九歳、妻は安福氏の女、弟高爲三
左衛門と稱す、慶安年間同村に分家す、高尙の長男高輝
繼ぐ仁左衛門と稱す、萬治二年卒す年六十五、妻は安
福氏の女、弟高道伊左衛門と稱す、寛文年間同村小河
氏の養子となる名を道智と改む、妹春、安福仁右衛門に
嫁す、高輝長男高光繼ぐ權兵衛と稱す、延寶年間公檢
地奉行青山大膳亮殿に従ひ幹旋す、後本田中務大輔殿
領地となり庄屋役勤む延寶八年卒す年五十七、長男高
信右兵衛と稱す、貞享年間居村公領私領の兩端に分る
享保十七年卒す年九十、妻は競氏の女、子高忠、出家
して眞言宗清光寺光谷和尚の後住となる、法名有觀大
法師、弟高明繼ぐ直七郎と稱す、享保二十年卒す年三
十一、弟高吉庄七郎と稱す分家三右衛門の養子となる
妹繁、壺屋新十郎に嫁す、又妹豊、梁清三郎平に嫁す
又妹岩、安井喜六郎に嫁す、高信の四男高昭繼ぐ、覺
右衛門と稱す、寛保年間本田侯領なりし本村は土井大

炊頭の領に轉す、同年間鷲尾氏と兄弟の約をなす、寶
曆六年卒す四十歳、妻は攝州三田鹽田氏の女、子高康
右兵衛と稱す、文化九年卒す年七十五、妻三木鳴瀧氏
女、弟高張、茂兵衛と稱す、天明年間同村に分家す、
妹李枝、牧野久左衛門に嫁す、高康の男高昇繼ぐ奥右
衛門と稱す、妻は西尻池則光氏の女、子高信、茂市右
衛門と稱す、妻は當村畑田氏女、子高政、鉄三郎と稱
す、弟頼氏繼ぐ、輝三と稱す、戸長役を勤む、妻西尾
氏女、長女辰惠、鳥取藩士野間久に嫁し、末女小光明
石町楠本忠造に嫁す、長男高光繼ぐ朝英と稱す、之れ
當代の主なり。

畠田家々系の中にある宥觀の清光寺に在りしことは同
寺に位牌あり。

(表)

寶永二酉年

大法師宥觀眞尊

四月十四日

(裏)

檀主東下村畑田宇兵衛家弟爲僧有觀追福以供料田三箇所御寄附清光寺因茲當寺後嗣僧尋日日牌供永世無廢失可勤行者也

清光寺中興開山光谷理事時

とあり、又畠田家より寄進せし田地の受取支證文左の如し。

日牌之證文

大法師有觀

寶永二年四月十四日

右爲日牌供料祠堂田三箇所被寄附受納之了因茲毎日薦藁繫之供饌以充凶靈當來之資糧蓋憑家兄虔懇之作善熒靈過至慈尊所耳冀施者推功歸本故永保家業之福祐從今已去設供回向永世無懈怠可精勤者也且支證如件

寶永二四年七月 日

清光寺

光谷

東下村畠田宇兵衛殿

因にいふ清光寺中興開山光谷は備前の人、漢書に通じ育英に熱心なり其門下七人あり。

- 一、阿闍梨快順
- 二、大阿闍梨廣深 (摩耶山福生院住職)
- 三、眞源大德 (高野山成蓮院住僧金剛峯寺法流預り晚年山田福寺中興開山)
- 四、大阿闍梨光雅 (清光寺二世)
- 五、阿闍梨智雄
- 六、大阿闍梨廣慧 (山田谷上壽福寺住職後福寺二世)
- 七、宥觀法師 (早世)

○山田の舊家

丹生の山田には、千年家と稱し大同年間の建築物の殘

れるもの上谷上の板屋、衝原村の箱木あり、文政四年山田庄組合八箇村より舊家を取調べ江戸表へ申告せし書類あり。

攝州八部郡丹生山田庄上谷上村

持高十石四斗八升四合

板屋九郎右衛門

右之者上谷上村開發人にて往昔田村丸の家臣坂田兵衛と申木同年中當州に家居を造り間壁は割板を以て塞故家の名も板屋と言習せ申候、中つ頃文明年間運如上人在世の節本願寺宗門に改め本尊春日の作佛を安置仕故を以て敷地除地御免被爲仰付候且永祿の頃東播三木城主別所氏につかへ姓を佐久間と改め奉公の忠勤に依而當山田庄内徳政の古證文所持來り申候外當村方開發以來御代官様御仁徳を以て只今迄庄屋役相勤罷在候並類族もの、内往古の通り其儘家居相續仕候もの左に奉申上候

但大同竹並割板由緒書古證文の寫先達而御差圖の節奉差上候

右 同 村

持高三石三斗四升

芝十兵衛

右のもの當村氏神天滿宮の社神主の仕來申候儘成年曆相知れ不申候得共凡八百程の家居と言傳申候往古より只今迄年寄役相勤罷在候

但先達而御差圖之節古竹古戸奉差上候

右 同 村

持高三石八斗八升六合

成亥若太夫

右之者凡七百年餘相續仕候

右 同 村

持高十一石一斗五升五合

白坂喜平次

右之者凡六百年餘相續仕候

但先祖より所持來り候古釜一ツ障子二枚先達而御
差圖之節奉差上候

右 同 村

持高二石九升三合

田 淵 茂 兵 衛

凡六百年

右 同 村

持高三石六斗四升四合

柚 木 佐 兵 衛

凡五百年

右 同 村

持高三石六斗四升四合

奥 谷 半 右 衛 門

凡五百年

右 同 村

持高九斗六升

井 元 安 右 衛 門

凡八百年

右 同 村

持高四石四斗七升八合

大 北 權 太 夫

凡五百年

右 同 村

持高一石五升三合

大 北 茂 兵 衛

凡五百年

攝州八田郡山田庄原野

持高四石四斗三升九合

岡 田 勝 左 衛 門

右の者居宅百年以前只今の家再繕ひ仕節元家の古竹
残り有之少々先達而御差出仕候

右同村 山田藤左兵衛門分家

持高二石三斗四升五合

岩 倉 義 太 夫

右の者家居凡五百年程と聞傳申候

但先達而御差圖之節鐘子一ツ奉差上候

右同村 栗花利左衛門分家

持高四石七合

戸 田 與 太 夫

凡三百年

右同村 右同人分家

持高二石二斗四升六合

馬 場 小 右 衛 門

凡八百年

右同村 岡田勝左衛門分家

持高二石二斗九升八合

上 々 々 與 右 衛 門

凡五百年

右同村 栗花利左衛門分家

持高三石三斗一升二合

幸 神 八 郎 右 衛 門

凡五百年

右同村 常味市左衛門分家

持高四石三斗九升二合

木 戸 彌 市 右 衛 門

凡八百年

右同村 岡田勝左衛門分家

持高四石五斗六升八合

く し や 三 右 衛 門

凡五百年

同州同郡同庄中村

一當村之内には聞傳候古家無御座候

右村庄屋 藤 兵 衛

同州同郡同庄東小部村
一當村之内には聞傳候古家無御座候

右村庄屋 宗左衛門

同州同郡同庄阪本村

持高十石七斗

田中勝兵衛

凡五百年

右 同 村

持高 二石

新保惣左衛門

凡五百年

右 同 村

持高 四石

池野儀左衛門

凡五百年

右 同 村

持高 十二石

前田彌左衛門

凡三百年

同州同郡同庄小河村

一當村之内には聞傳申候古家無之候

右村庄屋 佐左衛門

同州同郡同庄東下村

一當村之内には聞傳申候古家無之候

右村庄屋 伊兵衛

同州同郡同庄下谷上村

持高五石二斗三升二合

中上 四郎兵衛

右私儀は當村の開發人之内にて先祖は往古多田滿仲公の家臣の由申傳候村方氏神午頭天王の社は滿慶入道の勸請にて御座候家の造立は年曆儘に相知れ不申候へ共都而物古り尋常に替り棟木は矢の形に作り候

もの長さ凡二間計にて數十本く、り付有之候尤自往

古代々庄屋役相勤古證文所持來り申候

右村々古家の者共取調奉書上候

文政四巳年六月二十一日

五條御役所

前書之通江戸表より御札に付奉書上組合八箇村家別相調候處前文之通りに御座候則御代官様和州五條御陣屋辻甚太郎様御役所へ奉差上候早々關東へ差上候様申聞され候 以上

○古 城 址

一、童子山の城（下谷上の北金剛童子山なり）

攝州有馬湯の谷の西、童子山の城には、三好宗三權籠、其勢五百、近國を窺ふに便宜よし、播州三木の別所豊後守之を可攻由評定有りたるを、三宅肥前守（十三歳）酌取て有りけるが之を聞き、我家に歸り

郎黨共に語る様は、豊州此曉童子山を可攻落由也、諸人に勝て先陣をなすべしとて、雞鳴より打立て明石浦を妻手に見て、谷嶺を分け上り、燈石の峠に上り童子山を見下し関を上る、後陣の勢も押寄せたり城中にも関を合せて、秋月五郎左衛門光秋（從弟）三人張の弓取て散々に射て、敵數多射伏せたり、地形難所に掛け合せ、可戦にも非ざりしとなり、其夜雨風烈しければ、宗三いふ多勢に無勢始終戦ひ難しとて河内國へ引き退きしと也。

右の戦は永祿九年の事にして、三好筑前守が攝津方面に勢力を振ひたる頃、播磨地方を蠶食せんとせし際の出来事也。

三宅肥前守治忠は、別所の一家老にして、天正八年一月三本落城の時長治及彦之進の介錯をなしたり、「さて肥前諸侍に打向ひ、何れも御侍中、日頃雁鶴の御相伴被成度衆多かりけるが、此度の御相伴は肥

前計りにて可有間、最後を見て手本に仕給へ云ひ
廣椽に出れば、筑前殿より御切腹の見使とて歩行
み三人道具をつかせ來り、肥前是を見て侍たるもの
が切腹するに何の疑あつて見使とは、兎相に内へ入
なば肥前が振舞太刀先きを參候かと怒りければ、見
使退きける、其時肥前廣椽に立ちながら、わいやつ
と腹切て失にける」。

一、城 山

原野村と下谷上との境東ヶ峯の上であり、登路下谷
上砂川よりす、山頂展望廣く、好要害なり。

此城は延元年中新田義貞の一族金谷治部大輔經氏南
朝に屬し、吉川高田等の勢を糾合し、京都の西北方
を遮斷せんとし、義旗を繚したる所也。

(大日本史)

金谷經氏は新田義貞の族なり、治部大輔修理太夫
たり、建武の初め義貞に従ひて足利尊氏を討て功

河野通郷等還りて氏明を援けんと議す、時に見兵
猶二千あり、經氏以爲らく兵の多きは一ならず、
如かし寡にして精ならんにはと、乃ち善く戦ふも
のを簡みて三百人を得、皆曼多羅を書て號となし
凶日を選びて發す、敵兵七千逆へて千町原に戦ふ
經氏馳せて突く敵衆披靡す、經氏親ら搏戦するこ
と凡そ十餘合敵兵七百を斬る、我兵亦た多く死す
而して賴春を獲る能はず、經氏殘兵を集めて通郷
等十七騎と關を潰て備後に走る、正平六年足利義
詮東に走る、經氏兵五十を卒ひて八幡に至り將に
京師に入らんとす、敵兵來り攻む、拒き戦ひて克
たず腹を割て死す、從て死するもの三十餘人。

一、丹 生 城

東下村にあり、山田の郷谷通りの中央に位し、東に
山田川を控へたる獨立の山にして、高さ六十間、山
頂に一段の切り落しの所圍繞せり。

あり、帝吉野に幸するに及び經氏兵を播磨に起し
古河高田の諸族を率て丹波に據り、北路を塞ぎ以
て官軍に應ず、後ち脇屋義助に伊豫に従ふ、會々
義助病で歿す、細川賴春船師を以て、將に河江城
を攻めんとす、義助の部下經氏を擁して將となし
戦艦五百を發して之を援ふ、適敵に海上に遇ふ、
敵船皆な樓櫓を施し我軍を射下す、經氏舸を飛し
て之に當る、戰酣にして風暴かに起り、敵船と共
に東西相失す、會々日暮れ風止む、衆船を旋らし
て伊豫に歸らんと議す、經氏可かずして曰く、今
脇屋殿下世して大事去る、我儕縱令ひ存するも濟
す所幾何かある、唯々血戦して死を決するあるの
みと、乃ち舶を備後に進め輜の城を攻めて之を取
り大可島に據る、敵兵三千來り攻む、交戦するこ
と旬日、互に勝負あり、會々賴春河江城を陥れ進
みて大館氏明を世田城に攻めんと欲す、是に於て

天正七年別所長治三木城に據り羽柴秀吉と對戦する
や、攝津守荒木村重信長に叛き、私かに長治に通じ
花隈城に在りて糧米を三木に送らんとし、山傳ひに
丹生山に蓄ふ、秀吉之を偵知し、弟小一郎秀長(後諱
守又號大和納言)に命じ、一夕大風雨に乗じ之を襲ふ、守將
は神吉の一族高橋平左衛門なりしが、大に狼狽し守
りを失ふ、秀長火を放ちて攻む、一山爲めに鳥有に
歸し、老若男女殺戮せらるゝもの數百人、實に天正
七年二月二十七日なり。

(播磨征伐記) 曰く

爾後攝津守護荒木攝津守村重、奉對將軍謀叛而欲
覆天下、先從京都、止播州通路、秀吉聞之不移時
日至攝州、御繕難及再三、村重成疑不聞之、然則
馳上京都請上意、引下御人數、高槻茨木以調略成
御味方、攻詰有岡一城、扱播州通之城、節所々々
付双、心易成通路、爾來三木方得力攝播州立色、

荒木端城花熊成通路、攝津國丹生山拵一城、淡河要害之樋而、運入毛利家之糧米、彼丹生山節所、山高二十丈、四方之岩石峩々、上下路九折、知案内人夜中難通事云々。

ごあり、此糧米は毛利家より三木城に納んごせしも高砂明石の邊要害厳しく、爲めに兵庫へ廻送し、花隈より淡河の城を傳送として三木城に納んため丹生に一城を築き、近邊の野武士共二千人許りにて楯籠りしを、秀長の計略にて一時の間に城を追落す。

丹生山の北には淡河城あり、淡河彈正定範、三木城の東の備へとして之を守れり、爰に彈正は一族郎黨を集めていふやうは、丹生山の城、秀吉の計略にて即時に追落す、此上は當城へ押寄すべし、大敵を受けて戦ふには、地の利を用ふる事肝要なり、欺いて敵を防がん用意せんごて、郎黨野武士五六十人、足輕人夫三百人、普請道具を持たせ、日々に城を出で

き立て、関を上げ、一度に敵陣に迫込みければ、數千の乗馬、牝馬を見てはね廻り左右に立ち、躍り狂ひければ、十方黒烟立つて上を下へと返しける間、馬上に一人も耐り得ず、皆跳落され、踏倒され、散亂したる處を、彈正思ふ圖に敵を騒がせ、時分はよきぞ切崩せよ、一族若黨五十八人聲を上げて打つて入る、三百騎散々に切立てられて引退く、此戦の馬烟東西に見わければ、城の留守に居たりし彈正が弟新三郎、馬引寄せ打乗つて駆出す、相従ふ兵百五十騎、我先にと蒐付る、新三郎敵の崩れ引くを見て續けや者共と、諸鎧を合せて追掛くれば、甥の江見又四郎、從弟の柏大膳、宇野兵庫、高田與市、追續いて秀長の本陣へ面も振らず切つて入る、引立ちたる勢なれば返し合せず引き行くを、猶も追詰めんとするを、彈正下知して、さのみ長追なせとぞ、打連れて靜に城中へ引き入らんとしけるを、江見又四郎進

敵の寄せ來るべき道を掘り切り、或は馬ざくり車菱を蒔かせ、逆茂米大綱を張らせける、斯る處に彈正普請の爲に城を出で、頗る油斷の由を秀吉に訴ふるものあり、秀吉大に悦び、舍弟小一郎秀長五百餘騎二手に分れて押寄す、(一手は丹生山の楯掛、一手は志染街道より)已に駆せ入らんとせしも堀切鐵菱に支へられ、少し漂ふ處を淡河一族五十八人、素肌にて切つてかゝる、彈正駈塞り、各は物に狂ふか、數千人の敵の中へ、僅に四五十人切つて入り、何の功をかなすべき、我一つの手立ありごて、近邊の在郷へ人を走らし、牝馬一匹引き來らん者には錢參百文宛與ふべしと觸れければ時の間に牝馬五六十匹來る、諸侍彼の馬の口を引き道の廣みへ押出す、小一郎之を見て、あれ程の小勢にて掛け來るは死狂と覺へたり、馬強からん人々、十方より馬を入れ、あて倒せよごて、究竟の驅武者馬上に鎗を提げ打入る處に、彼の陰馬五六十匹たゝ

み出で、今日の合戦不意に發り候を不思議の御手立にて大軍を追靡け、大利を得たる事遠近に隠れあるまじ、然は秀吉之を怒り明日は必ず大軍にて推寄すべし、味方猛く思ふごも、此小執にては對し難し、落人の如くになりて、三木の城へ引入らば、何の花香もあるまじ、此勢にて引取らば、恐くは淡河一家の侍に肩を雙ふる人あるまじ、各いかにといへば、彈正思案して、此理尤至極せり、懸るも引くも時による習ごごて、城を燒拂ひ一族郎黨引具して、三木の城へぞつはみける、彈正が今度の働、長治を始め上下の武士各感賞なしにける。

(宇野鐵入齋物語)

過淡河城趾有作

山田 翠雨

天保壬寅之二月、我過淡河吊昔日、古壘烏啼風寂寥、不聞鼓聲嘈噴、君不見田單火牛曾破燕、載在青史人所傳、因憶定範牝馬放敵陣、鼓譟激馬齊蹂

關、最後定範傷而走、顧有追者佯死態、就而欲誅起相當、狼狽驚散無妨礙、笑曰我今實死也、伏劍自盡曬脊晦、三軍相見皆含淚、背幟誰圖認名字、別所之家獨推公、餘子碌々誰爭雄、丹生山枕淡河峻絕可匹此戰功、嗚呼猴郎仁智少、攻取計窮絕糧道、所爭在武奈小民、爲君大息仰蒼昊、淡河綿々無盡時、長慨主家舊田稻。

○名 勝 舊 蹟

○名 號 殿

當村小部村より神戸市鳥原水源池に至る、鳥原谷の西の山角に大岩崖あり（竪二十九間横二十三間）一字方四尺許の名號南無阿彌陀佛の六字を刻せり、書體は祐天上人の流儀にして、誦善和尚の筆なり、斯る大事業を獨力經營成就せしめたるは、西小部村真正山淨土院極樂寺の二十二世修譽諦善和尚が明治元年に成功した

るなり。

此の名號の中佛の一字は極樂寺寶物として現存せり、近來神戸徒步會、日本アルカウ會、大阪婦人アルカウ會の會員等登山拜觀するもの多し。

○椎の木塚又うつば椎

藍那村の嶋越道の側に一堆の塚あり、上に椎の木古株ありて稚枝數條出づ、此の椎の木は壽永の昔源九郎判官が一の谷城を攻むるとき播州三草より間道を取り此所に來り樹下に軍議を凝らせし所とて相談の辻ともいへり。

○新 兵 衛 石

山田村の中央福地村の道の側に新兵衛石とて三四百貫もあらん圓石一個あり、此石は此地の領主總州古河の土井大炊頭が代替りの時領内巡見の序福地村に來りしに、此村は早損多き田地なるに租税の高きこと他に比類なかりしを、かねて度々代官に訴へ愁きしも其甲斐

奉上棟塔臺基

文正元年丙戌三月二十九日

大工 藤原國次□□□光重

願主 平盛俊□□□□□□□□□□

鷺尾綱眞 林長家道

釋兵衛道奄謹白

又塔柱に銅板銘あり、銘曰

丹生山田神社人皇六十六代一條院御宇長徳元年基燈

法師勸請也至後白河院御宇六條判官爲義威靈夢深崇

敬之世人稱曰六條八幡也後小松院崇敬至深寄附於山

田庄爲神供料詔文傳來而存今矣御正體三尊阿彌陀佛

像也然近年卒爾失御正體唯後光等摧破藏于拜殿之上

耳此時社僧社家爲論爭而雖認于江府不能得御正體故

將軍家知政事牧野越中守松平紀伊守大岡越前守決斷

而令下於再改作之旨于時元文三年六月吉日鑄而已成

新像之三尊敬奉置安者也。

なかりし折殿様巡見の機を見るや、庄屋の忤村上新兵衛今年漸く十五歳なるが、一身を挺して此の石の所にて駕訴をなす、狼藉者として縛せられ、殿様有馬の御宿まで護送され、駕訴の次第糾明されしが、理由もあり且つ部屋住もの、事として罪を許され、租税の軽減も聞届けられたる、一村の喜びを記念せんとして此地に石を据え、後代まで残したるものなりと。

○三 重 塔

山田八幡神社境内塔婆

下層二十五尺、二層二十二尺五寸、三層二十尺六寸

總高四十三尺七寸、雙輪十三尺八寸。

大正三年四月特別保護建築物に指定さる。

形状よく整ひ、細部の手法穩健にして適切也、内部の須彌檀厨子共に同時の製作にして意匠優秀なり、室町時代末期の傑作と稱するに足る。塔の心柱に墨書あり。

以上の銘板は八幡宮に在りしものを後茲に移せるものなるべし。

塔内には大日如來を安置す、慶長元^四年五月二十五日開眼導師天王寺大阿闍梨實源、佛師は京都善兵衛尉重俊なり。

○獨 鈷 櫻

丹生神社の境内にあり、傳へいふ百濟國聖明王子の童子男行者、求法の地を得んことを願ひ、竊に祈誓して所有の獨鈷を投げ、其落つる處を以て修業の勝地とせんことす、獨鈷飄々として紫雲の中に飛び去り、更に其行く所を知らず、遍く國內を求むるに得ず、遂に溟淖波上に船を泛ぶ、漂流萬里船一嶋に着す、即ちこれ日本明石浦也、東北に當り一山あり、光瑞燭々たり、漁人網を捨て、望み、行客杖を停めて看る、行者即ち船を下り攀登す、櫻樹の蔭奇雲あり、獨鈷枝に懸り靈光燦然たり、行者大に驚き且つ喜び、これ嘗て投ぐる所の

獨鈷なり、異域に於て再び相遇ふ吾が所願の成就すべき秋なりとて、諸堂伽藍を造立せしもの之を明要寺とす、獨鈷の掛る櫻を獨鈷櫻と謂ひたり、此樹の下に行者堂ありしといふ。

○燈 明 杉

丹生神社の社殿の北に奇形の古杉一株あり、蟲々空に聳ゆ、郷人稱して燈明杉と呼ぶ、之れ往時より樹梢に龍燈ありて、明石浦を行く船人、之を目標とせりといふ。

○七本卒都婆

藍那村の上手道の傍に在り、卒都婆丈一丈二尺餘七本あり、花崗石にて作れり、前に五輪塔數基あり、中に最も大なる輪塔は異形のものにて、水石の所に一段を劃し楕圓形なり、此塔は須磨大手の勝福寺に在る證樂上人の塔、及び蘆屋村猿宮に在る猿丸太夫塔、又當原野村成道寺境内にあるものと殆ど同型なれば、或は九

百年前に斯る形式のもの、行はれたるものならんか、今此の卒都婆の所在地は藥師堂の在りし地にて、當村には西福庵と呼ぶ眞言宗の寺院ありしといへり、されば村民が和泉式部の塔、紫式部の塔なりと傳ふるものは、元西福庵の四至の鎮護に立てたる寶篋塔にして、紫式部塔といへるは、七本卒都婆の前、谷川を隔てたる所に在り、之れ東部の鎮護にして、和泉式部塔といへるは南部の分なり、而して其北と西の分は不明なれども、其心して求むれば或は發見し得らるべきか、此卒都婆は製作の年代古く、輪塔と共に地方に由ある人の菩提を吊ひしものならんも、今は何等の傳説なきは惜むべし。

○梵 天 帝 釋 堂 跡

阪本村字藤ヶ谷帝釋峰の頂上にあり、反別八町九反四畝歩とあり、元丹生山明要寺の奥院なりしなり、四柱堂は明治十一年の頃迄存したりと、其堂の柱は手斧削

りにて何の木たるを知らず、恐らくは朝鮮地方より輸入せしものならんといふ、梵天堂は彼の天正の亂に煨盡せしものなり。

登 帝 釋 山 山 田 翠 雨

丹生全盛時、四海爭亂日、百寺羅兵燹、一旦付灰滅碧瓦碎混沙、白石橫曝骨、何圖選佛場卻爲狐狼窟、悠々二百年、陣迹惟孤刹、今我遊此間、懷古愛幽絕群山皆兒孫、尊竦一峰凸、脚下生怪風、倒來掀細葛自疑自生翎、飄然凌列缺、嶮僻人、不知欲向天帝說。

○稚 子 が 墓

丹生山より東の峰傳ひに道あり、天正年間丹生山焼き討ちに遇ふや、一山百坊の僧侶稚子等は阿毘叫喚の地獄にもいやまさる苦みを受け、烟に咽び、矢を避けて岩根石角を履みしたき、山道傳ひに免れんとするを、惡鬼羅刹の兵は、一人も遁さじと跡を逐ひ來り、此の處にて斬り殺せしといふ、無慘の極みを語り傳へて稚

子が墓には今も椿の木もて生垣繞らせる塚残り。

○餓 鬼 喰

ガキノノドといふ處は、原野村の東端下谷上に通する道路の下、山田川の清流淙々たる所をいふ、兩山相迫り、奇巖絶壁充として聳へ、松樹丹楓參差し景致大ならざれども、亦一種の風致あり、山田三勝の一とす。

仲冬又過餓鬼喰 山田 翠雨

樹密天如夕、雲生雨似毛、路橫屏障嶮、山抱澗溪高
落葉隨風舞、奔湍觸石號、恨吾無好句、停杖首徒搔。

又

溪流澗沙身出、霜葉脫山骨高、支笻手似提鐵、拂面
風如觸刀。

夜過餓鬼喰

夜深過窮谷、微月忽冥々、林際老狐語、鬼燐處々青。

餓 鬼 喰

地勢如囊括、飛梁使客驚、驚瀧注深壑、蕭颯奪人聲。

同上 晚 歸

買醉東村晚始歸、夾途霜樹帶殘暉、雨晴溪上苔猶滑
一道奔湍觸石飛。

同 上

偏覺白雲鞋底生、崩崖斜架一橋橫、題詩石上苔將黑
餓鬼喉溪幾度行。

同 上

夾路怪石碧苔腥、如虎如狼風氣瘳、水澗寒溪潛懶怨
葉空霜樹宿禽驚、飛梁斜傍山腰架、苦竹倒從崖腹生
每過覺添新景色、不將熟路等閑行。

奇岩亂立水中央、斜路沿溪一綫長、嶺樹參天寒日黑
青鞋踏過午時霜。

○編 蝠 溪

衝原村の北丹生山の西の尾谷に仙境あり、蝙蝠溪といふ、舊家千年家の後より川に架せる獨木橋を渡り、山の根を廻りて溪に入る、溪水洒々として瀧となり、岩

角亢として苔滑かなり、一條の登路曲折迂廻し、密樹

天を覆ひ、蔓草鞋を没す、忽ち見る千丈の巖壁東西に

聳へ、聲音寂寞を破る、途に石門あり天然の奇趣言ふ

べからず、又一大巖の横はるものあり、攀登するに優

に百人を踞せしむるに足る、仰ひて天空を見れば天愈

小にして巖屏更に偉大なり、萬羅岩に纏ひ風蘭幽香を

送る、四時の風景眞に小桃源の觀あり、丹生の詞宗山

田翠雨嘗て一小亭を造り、文人雅客の清遊所となせり

といふ。

游 蝠 溪

水面蛟浮大石、樹身蛇纏古藤、嵐光脚下漠々、巖骨

頭上稜々。

又

樵溪北走蝙蝠溪、溪橋斜躡獨木入、巖下陰沈狐穴昏
峭壁夾立覺天狹、崖樹倒生鷓巢危、柴栗猿啄有餘粒
頭上松子落爲聲、乍疑木蛭墜我笠、一巖將倒兩品支

石門自以薛蘿葺、此奇豈讓鉛鉤潭、只恨柳記妙難及

始題詩句向青屏、懸泉苔滑衣袂濕。

暮春遊蝙蝠溪千年家主人爲導

蝙蝠溪山奇、誰識冠此間、下有千年屋、卽是山主人

主人導我極幽深、溪谷既美水族鮮、岩空忽窺小洞天

關中驚起蝙蝠眠、想得太古穴居、悠悠義皇以上辰

雙巖中開載大石、鬼工破膽入石門、設機往々獲猪鹿

撓樹作弓藤爲弦、溪廻瀑水懸三處、蛇棲葛藟絡石身

日暮清風生足底、俯仰綠駭間紅紛、吁嗟乎如此奇絕

在荒僻、土人慣看渾等閒。

携諸子遊蝙蝠溪遇風雨

元爲求新句、未必由熟程、縮頭穿古洞、怕傷避石稜

石巖裂似龜背劃、天公輔之以蔓藤、腳下人頭頭上腳

儉絕纔能捫蘿登、忽出不意驚天狗、陰叟生風萬木鳴

俄然昏黑晝疑夜、猛雨一陣疾雷鳴、須臾山中陰晴變

瑠璃碧潭涵空清、詩骨爽快瘦岩聳、有力酒始回面頰

日暮人歸各回顧、一片間雲護山亭。

○吞 吐 洞

吞吐洞は山田川の下流にして攝播の堺境なり、山田郷四至榜示の内西限柱上とある所是也、丹生山の脈此所に盡く、山骨の稜々たるもの河底に現れ、千古の流水岩を嚙んで岩角爲めに滑らかなり、河流油の如く巖上を馳す、吞吐洞に至りて流水盡く壺中に入る、碧潭藍の如く蛟龍波を起す、山水の奇勝實に言ふべからず、陽春四月の頃、洞中の鰻兒縷々として溯る又一奇觀なり、洞潭深さ幾尺なるを知らず、吞吐の名實に空しくらす。

春日過吞吐洞

攝播之界犬牙接、溪口漸狹如囊括、下通清川一道流
巖巖爭峙作凸凹、蛟龍起伏呼互應、盤渦千廻流藍澄
繩樹藤蘿訝藏嶙、碎珠濺沫冷於水、名日吞吐未允宜
噴出驚瀧吼萬雷、坤軸爲之所搖動、一臨使人粟生肌

吾家孔邇路不險、炎暑頻來好展簾。

過 吞 吐 洞

路入洞中風氣腥、蜿蜒恰似巨蛇橫、飄蓬隨地團相逢
流水觸岩聲又行、落木山寒潛鬼哭、奔湍擊壑怒雷鳴
人言潭底龍宮近、澄碧玻璃徹骨寒。

又

洞中聯步弄春晴、暖霧蒸空水氣腥、亂石欹邊蹲虎豹
驚龍吼處動雷霆、盍從崖腹裁修竹、須就巖頭架小亭
試向深潭吹玉笛、欲教河伯出波聽、一道奔泉聲白波
危巖突兀俯盤渦、爪痕狼藉印砂際、知是霄々猿纒過。

又

樂山樂水二十餘年、不記來游第幾番、帶蘚岩身巖又
出、受泉溪口吐還吞、潭龍潛處疑無底、沙灘過時見
有痕、生怕寒風砭肌骨、暫時留覽賴兜槍。

○鑛 山 銅 坑

阪本村藤ヶ谷に在り、鑛物發見は安永八年之れより寛

政七年迄十七箇年を経て休山、其頃一箇年五萬斤出銅す、其後休山せしが享和元年より又始り、文化五年迄八箇年繼續す、當時の出銅一箇年三萬斤、後明治元年より六年まで繼續一箇月千五百斤を出せり。

遊 金 山 山 田 翠 雨

巖石生金脈、峭崖總黃赤、松枝橫曝泉、虹假助氣力
溪間何無魚、水色徹底白、此地曾開鑛鐵落交沙石、
裊梯供鴉餐、玉蕈從蟪蝕、狂花岩榴攀析戒顛路、今
日遊此間、吟嘯愛幽寂、題詩向樹身、凝脂不受墨。

○丹 土

丹生山の内に丹土朱の如きものを出す所あり、福地村福寺の上の山なり。
播磨風土記にいふ、

息長帶日女命、欲平新羅國、下坐之時、祈禱於衆神
爾時國堅大神之子爾保都比賣命、著國造石坂比賣命
教曰、好治奉我前者、我爾出善驗、而比比良木八尋

梓根底不附國、越賣眉引國、玉匣賀賀益國、苦尻有
寶白衾新羅國矣、於此出賜赤土、塗天之逆梓、建神
舟之艦舳、又染御舟裳及御軍之着衣、又攪濁海水渡
賜之時、底潛魚、及高飛鳥等不往來不遮前、如是而
平伏新羅、已訖還上、乃鎮奉其神於紀伊國筒川藤
之峯。

○小部の一木松

西小部の西南、舊鳥原越の道の側に大松樹があつた、
幹の周り三丈八尺の巨木で、日本三樹の一と傳へられ
てあつた、惜い哉嘉永四年の六月二十七日、折節村の
夏祭りの日の朝、轟然地響きして千年の榎は地上に仆
れた、今も此の松の皮は村に保存して居る家もある、
昔から此の松の皮は小兒の夜泣を止むるに奇効ありと
傳へてゐる。

○道 標 復 碑

鳥原越の道は兵庫より丹生の山田に通ずる古來唯一の

道路であつた、平相國清盛が福原の地を愛して、種々な計畫をした一つに、丹生山に日吉権現を勧請して頗る尊崇敬禮し、毎月登山したとの尊説もある、鳥原谷に残つてゐる丁佛の道標は清盛の造進せるものといふ此の道標年々に仄ひ行くを、享和年中に小河元寅が之を慨いて、復碑を造つて一木松の附近に建てた、此碑も今や風餐雨蝕文字分明ならずと雖も荆棘中に形のみ存してゐる。

碑文

晋杜預爲二碑、一沈萬山之下、一立峴山之蓋、其意深矣、承安年間平相國丹生山之道標、爲今而六百三十餘年之春秋、陔谷變而僅存小許矣、嗚呼往昔英雄之所爲如此、況後世之人有豈長英哉、令懷古者慘狀而自墮淚、爲今年同志輩交爲道表、許望補古人之意矣、此石置於小部村之西南一大松下兩歧頭矣、將來數百年之後而見者、亦將有感於斯文橫艾淹茂。

明治五年の頃道路に大改修を加へしより、車馬の通行に便を得しと雖も、高座谷のあたりは道峻にして、車の過失非命の死者年々に生ず、明治十七年二月名號石を建てたるものあり、これ其當時の記念なり、此の谷口の左手の谷に聳ゆる獨立の峻峯は大角木山とて、山田の庄南限の塚塚なり、高座の茶屋の邊は谷間廣くして、少許の菜圃麥圃あり、之れより上ること七八丁一橋を渡れば谷狭く、道急坂となり石を疊めり、左手の山の頂に奇巖あり、常盤御前の岩といふ、局笠を被れる形したる側に二個の岩は乙若、今若の姿に似たるもおかし、水呑茶屋のあたりは岩清水混々として湧き旅人の渴を醫すべく、左手に地獄谷の禿山巖石の峩々屹立せるを見る、替へ場の舊跡を過ぎて水車の右山裾に、大木戸圍右衛門の石碑仆れたるまゝ、四十餘年を経左手の山裾に松の巨木一本あり、地藏松といふ、樹下に大なる地藏尊を彫れる石あり、高さ七尺六寸、奉供

享和二年仲秋

小河元寅建

因に小河元寅は人物傳中に記する小河李莊翁なり、此碑は翁が三十四歳の時に建てたるものなり。

○天王溪の記行

神戸より有馬に行かんには、天王溪の途を取るを最も簡易とす、六里の行程の中四里は山田郷を通ず、天王溪は狭谷の間清流迂曲し岩に激し巖にかゝり、平野の地に於て飛瀑となる、此の瀑今は水道の上水となりしより頗る風致を損せり、百年前に於ける有様を想像せんには、山田の詩人翠雨山人の詩を以て其景趣を知るべし。

天王溪瀑布

(我山中人實遊於
兵庫往還必由之)

路跨懸崖腹、飛泉腳底鳴、冷風倒吹面、濺沫如露生
熟路人慣看、未曾覺秀靈、吾亦屢過此、今日審其形
桐蘿下深壑、仰看勢建瓶、只訝碎珠迸巖篠、頭上百
千起白鳥。

養萬人所本願、元和十天甲子一月二十四日、福地村地藏院結衆中とあり、福地村地藏院が此所に萬人結縁をなしたる所以は、何等の傳説もなし。

龍ノ口は東西兩山脈の斷たれたる所、天王川の上流なり、天王溪の中最大盆地なり、此の盆地は古一大湖水の地なりしを以て惡龍棲みて崇をなす、午頭天王現れ龍ノ口の巖石を兩斷す、湖水涸れ惡龍去つて再度山中の蛇谷に入れりと傳ふ、天王の祠は燈籠茶屋の西に在り、此の盆地の開墾は弘安年中にて古文書は東小部村前田家に藏せり、渦輪と稱する地のあるは、古へ湖水なりし名殘の存せるものなるべし、天王溪の名は茲に午頭天王のあるより起りたるものなり。

小部峠は縣道修築の際掘り下げたる所なり、東西に通ずる道は徳川道にして、之れより狼谷に入り摩耶の北に入る、峠の右に平地あり、妙法塔一基あり、九輪の半折れたれど高さ七尺五寸、蓮座の方二尺二寸、北面

の所に應永八年十二月日妙法と彫れり、又側に寶曆七壬午三月に修業者善六の建てたる供養の寶篋塔あり、應永の古塔は小部村の丑寅走折山に在りて、村の鬼門に建て、村内安全の保護を祈りし遺物にて、此村の古き歴史を語るべきものなり、峠を北に下れば下谷上村なり。

○靈 鑛 泉

山田村上谷上村字大岳は六甲山三國岩の北手に當り山田川の上流地たり、此の川中に靈泉湧出す、發見の最初は下谷上村の一臘夫常に六甲の北裏山を跋涉して殆ど足跡の残らざる所なかりしが、冬日積雪の中を獵るに此の山田川の上流地に於て、雪の積らざる場所あるを常に不思議に思ひ、或時試に其場所を驗せるに、一面赤褐色の土ありて、所々に泡立ちて水の噴き出る所あり、其水を嘗め試るに、酸味の中に一種言ふべからざる醇芳の味あるより、其人此事を藤田眞麟氏に語

りたるに、氏はこれ近來世に稱ふるラヂウム鑛の放出作用ならんと、其地に行き源泉地を尋ねたるに、一大巨巖の中より噴水狀に放出せるものなるを發見し、河川借用の手續きをなし、工事を加へ、他の浸入水を塞ぎ、純泉のみの放出をなしたるものを大阪衛生試驗所に送り分析を得、更に又特に技手の出張を請ひ、湧出場所に於ての實驗を請ひたるに、氏が最初考へたる如くラヂウム鑛泉なることを確認されたり、此の靈泉の湧出地たる裏六甲の名勝地にして青山峯々として天空を衝き奇巖屹立、松樹鬱鬱其間を點綴し、四圍の風景頗る雅趣あり、川の西岸に當れる一脈は緩斜面となれるを以て攀登容易にして展望に適し、有馬街道は眼下に延々たり、空氣清澄にして頗る爽快の感あり、春の黃鳥夏の杜鵑、秋の楓、冬の雪景何れも壘外の別天地なり、加ふるに此の醇芳の靈泉あり以て宿病を醫するに足る、惜哉地僻遠にして世に知られず、空しく天物

放擲して其利用の途を謀るものなし、發見者藤田氏常に之を慨き、七十餘萬口を有する神戸の地に接して斯る天與の靈泉を日々夜々に捨て行はば頗る遺憾なりとし、有志者に謀り靈泉の効を世に知らしめ、利用厚世の方法を考究中なりといふ。

報 告

兵庫縣武庫郡山田村ノ内下谷上村
二十七番屋敷

依頼者 藤 田 眞 麟

第貳參九號

一 鑛 泉 湧出地 兵庫縣武庫郡山田村ノ内上谷上村字大岳八番ノ下川中 壹種

定量分析並ニ醫治効用

右當所ニ差出シタル水ハ無色澄明ニシテ臭氣ナク味ハ清涼ニシテ鹹味ヲ帶ビ初メ酸性ノ反應ヲ徵スルモ煮沸スレバ白色ノ結晶性物質ヲ析出シテ「アルカリ」性ニ變ズ比重ハ攝氏十五度ニ於テ壹、〇〇貳貳ヲ示

セリ之ガ分析ヲ遂グルニ其千立方センチメートル中固形物總量ハ參、七參壹參ニシテ本鑛水ハ其集成ニ於テ一リットル中次ノ鹽類ヲ含有スル溶液ニ概略相當スルモノナリ

クロールカリウム	〇、壹六四〇
クロールナトリウム	貳、貳五六九
重炭酸ナトリウム	〇、貳四九〇
硫酸カルチウム	〇、〇九壹參
重炭酸カルチウム	壹、壹壹壹壹
重炭酸マグネシウム	〇、壹參壹壹
重炭酸亞酸化鐵	〇、〇四〇壹
硅 酸 (メ タ)	〇、〇七八〇
アルミニウム	僅 微
硝 酸	痕 跡
磷 酸	痕 跡
遊 離 炭 酸	貳、四〇〇〇

右試驗成績ニ據レバ本鑛水ハ「アルカリ」食鹽炭酸泉ニ屬スベキモノニシテ之ニ適應スル醫治効用ノ概要左ノ如シ

(浴用) 濕疹、腺病、粘膜炎、膀胱加答兒。
(内用) 性慢腸胃加答兒、腺病、慢性子宮病。

大正二年七月三十一日

内務省

大阪衛生試験所

所長

衛生試験所技師藥學博士 平山松治郎

主任

衛生試験所技師 森 茂郎

報告

兵庫縣武庫縣山田村ノ内下谷上

二十七番屋敷

依頼者 藤 田 眞 麟

第貳參九號

一 鑛 泉

湧出地 兵庫縣武庫郡山田村ノ内上
谷上村字大岳八番ノ下川中

壹種

放射能作ノ檢定

右ニ付シユミット式放射能測定器(分散器圓筒形電
氣容量六、三センチメートル高サ貳〇、八センチメー
トル直徑七、八センチメートル内容約一リットル)ヲ
用ヒ振盪法、環氣法ニ從ヒ泉源ニ於臨地試験ヲ施行
セシニ其成績左ノ如シ

一放射能作(鑛泉一リットル中)參、七參マツヘ

單位

本鑛泉ノ放射能作ハ「ラヂウムエマナチオン」ニ起

因スルモノト認ム

大正二年八月二日

内務省

大阪衛生試験所

所長

衛生試験所技師藥學博士 平山松治郎

主任

衛生試験所技師 木部崎弘郎

○人 物

○小河 李 莊

小河李莊は東下村の人、温厚の君子人にして、孜孜讀書に耽り、側ら村民の子弟を教育せり、其事蹟の郷人に傳はらざるは遺憾なり、兵庫の藤田靖は百城と號し三宅橘園の門下に遊び、詩を菅茶山に學び頗る篤學の人なり、百城が小河李莊の七十の賀を賦せる一文あり曰く、

壽小河李莊翁遇花甲序

蓋壽者者出于天之福善、非徒爾爾然、夫天地以生生爲德、民資而生焉、故能視生生之所在、體遵而不墜推施而及物、相輔相養以合其德於天地、則天必福之以壽使其贊化育、是必然之理也非可疑矣、而其生生之所在非凡庸之所易見、於是乎有聖人者、乃本天地之情、察民之宜立之仁義道德禮節儀則、以設生生輔

養之法、俾民由而行自適其宜而膺天福、皞々乎相率躋壽域、是先王道義之經詩書所說可見矣、嗚呼君子德至于天壽其難哉、李莊翁年遇花甲而強健不衰、孜孜攻學慕道之志益壯、潛山中恬然忘名、耕且學殆有古君子之風、又常教鄉黨子弟育英才、儼然鄉先生也爲人謙虛汎愛忘年下交、靖深辱知遇、時見論道、其所蘊不易窺、則其強健不衰者抑天之欲延其遐齡益廣其學矜式鄉黨使其育人材耶、然則自此以往年記之久閱事之多、學深造道冥合德感幽明、以膺君子萬年之福、亦可期而俟矣、及其有祝壽之筵、書之代頌、誦侑壽觴。

山田翠雨は隣郷中村の人、天保十四癸卯年は翠雨二十九才なり而して李莊翁は七十有五歳なり翠雨の詩に、

開春初四日訪李翁

載酒春風問謫仙。依然隱几閱陳篇。嘗聞七十古來少
雙鑠忻君過五年。

而して翌年安政元年の春翁七十六にして逝けり、翠雨の詩に、

訪小河氏遇李莊翁忌日

不聞村塾發咿唔。門外烏啼花亂飛。講堂無主篆煙靜。只有餘香薰客衣。

因にいふ山田村にて小河を氏とする家は、鷺尾家の分族にして、地方にて鷺尾家に大庄屋格の舊家なれば、一族頗る多く小河を氏とするもの多し、李莊翁の家は今津屋と稱せし舊家なりしが十數年前全家大阪に移住し、舊屋は阪本村新田氏の家となれり。

○山田翠雨

山田修敬諱は信義翠雨と號す、山田中村の産也、醫を業とし詩を好み又遊旅の癖あり、足蹟全國に遍し、安政三年丹生樵歌八巻を著す、これ山田詞宗の遺物にして千古不磨の珍籍、一郷の誇りとすべきに足る、其序跋は當時雷名を馳する文士の手に成れり、以て翠雨詞

宗の技倆を知るに足る、今其序跋を録して傳記の一斑を窺ふの資となす。

丹生樵歌序

山田修敬世住丹生山田、所以氏也、醫而好詩、詩足以成名、頃將刻焉而問于世、屬序於餘、山田往昔有鷺尾三郎者、以獵獸爲生、而其人魁偉、導源判官冒險克平氏、以武成名、人之所知也、修敬之醫猶三郎獵、而將刻其所著、豈欲以文成名乎、以武成名者會世之亂也、欲成名治世、非文不可、修敬可謂知所務矣、然武之成功於一時、文之名必待於久傳、物之久傳者、其質不可不美且堅固焉、古人以詩文之美者、比之精金美玉、或謂之不朽盛事、不其然乎、余聞山田有千年家、大同中所嘗營、其椽竹今猶堅固而不蠹人請獲其數尺作笛或花筒以珍重之、是非以其質不與凡竹木同類耶、修敬尙少壯、余望其詩之益美且堅固可以久傳于世而不與世之凡詩文隨刻隨朽者同類、姑

爲序其初集、以待二集三集之出矣。

庚戌復月

小竹散人 篠崎 弼撰

先人既作此序未及淨寫而易寶矣。

山田翠雨使余代書 篠崎 槩錄

丹生樵歌序

翠雨山人出自丹生山中、與予相善、自云好漫游凡六十六州中、所未游者僅々五六州而已、到處底流覽名山勝水以爲作詩之資、其作詩一倣畫家之寫真法、不求專於工不求免於拙、只要不失其真景而已、茲刻漫游行路中詩數百首、裝丹生三勝圖於卷首、名曰丹生樵歌、以徵予序、予老嫻不果山人責而已、因下妄評曰、此集謂山水畫帖而可也、集中皆畫歟、詩豈畫耶、集中皆詩也、詩即是畫耳、古人所謂畫中詩詩中畫蓋是歟、予嘗知山人之善詩而未知其善畫乎否、又知其好畫之心而未知其有作畫之手乎否、自畫與不自畫姑措之、苟以好畫之心、扶作詩之手則即畫也、

豈可以不自畫而異之乎、譬如聲與影詩則心之聲也、畫則心之影也、豈可謂彼聲異我影、我影彼聲而分之乎、一聲一影相感相應爲詩爲畫、則畫未嘗不爲詩也詩未嘗不爲畫也、山人入則樵唱于丹生山中、出則客遊于六十六州、出入內外有大小之詩畫、俱載此一集就中丹生三勝則恰堪寫真、一笠一杖飄々輕々獨步六十六州名山也勝水也、其喜之景可愕々勝、一接扮前詩聲爲之發揚、畫影爲之浮動、則不怪其詩悉皆是畫也、只怪集中何爲無一々附其畫圖耶、又怪既有其詩而無其文、試問山人何爲無文以記之耶、山人曰固有東面而有東遊記行、西面而有西遊記行、南北亦然分爲四部書、各附圖畫續刻以博一粲也、予聞之拊髀曰果哉山人好畫之心、可謂有始有終、此集亦不能頭蛇尾也、雖然予則有別見、生平好詩而不好畫、自予不好畫之心觀之則畫、自畫而詩自詩也、自山人好畫之心觀之則詩亦一畫也、因始代山人好畫之心、妄評詩

集看做畫帖也、不日觀有山人復刻四部書、則豈唯詩中有畫而已文中又復有畫哉、予得隴望蜀矣。

安政丙辰夏六月 春樵隱士 琴 希 聲 撰

因云梅辻春樵名は希聲本姓祝部宿禰小比叡禰宜に補せられ從四位に叙す人となり狷介端直にして苟も人と交らず文化四年夏五月職を家弟に譲り自ら家祖琴御館（近江韓崎神社）の稱號を載り以て琴氏とす、輦下に隱居する者殆ど五十餘年王公大人の寵遇を蒙る著す所春樵詩草初編家稿十編あり安政丙辰冬十月右大臣三條實萬稿を持し之を天覽に供す叙覽を蒙り併せて高年を祝する諭書を賜ふ安政四年春二月十七日逝く年八十有二、希聲が丹生樵歌の序は没する前年に成れるものなり。

丹生樵歌跋

余金蘭簿中善詩者頗多、而其指先屈於山田翠雨兄、兄業軒岐之術、性嗜詩詩漸閑澹高雅之則王孟柳下之

則范陸是其所悟入也歟、吾聞昔人評僧祖可詩云、上人作詩多佳句、清新可喜、然讀書不多故、變態少、

其體格亦不過煙雲竹樹鷓鴣而已、吾又聞之、不讀萬卷書、不行萬里道、不能爲畫祖、畫且然況詩文乎、翠雨堂東入江門西涉長崎、則其足既已行千里道盡而其目或未遑涉萬卷也、夫目未涉萬卷是吾輩同病、同病豈得不相憐哉、余故出苦口之語如此、不知爲其良藥否、翠雨世爲丹生山田人、吾聞山田地方多勝境舊址、煙沒不顯者、然則翠雨之詩固得助於其溪山、而溪山之先光於翠雨之詩者亦爲未妙、翠雨齒未強、則其相助生光焉夫當未止於此也、翠雨其勉旃。

嘉永庚戌嘉平月

松陰 後藤機并書

丹生樵歌の評は當代の所有文士に乞ひたるものにして梁川星巖、後藤松陰、篠崎小竹、廣瀬建、江馬鼻の名士あり。

翠雨詞宗は安政二年の春舉家京都に引き移り、醫を業とし傍ら文人雅客と交り、名聲大に振ひたり、同年除夜の詩に

歲入明朝過卅齡、慨嘆志業未全成、愁如毛髮解還結
事似塵埃掃也生、鬪劍纔充窮友急、典衣私感老妻貞
陶然且醉椒酒、排遣紛々無限情。

詞宗は山田に歸らず京都にて没せらる、妻君は山田淳子刀自にして大阪にて育英の業に従はれ明治四十年一月二十五日没せらる、嗣子信之助氏あり。

○釋 眞 源

庵 隆 現誌

眞源師は元祿三年山田村中村に生る、父を山田與兵衛といふ。師天性冷峭にして志氣邁逸なり、幼にして同村眞言宗清光寺の光谷和尚の門に入り經書を學ぶ、夙に群童を抜いて大器の稱あり、常に俗塵の囂々たるを厭ひ、頻りに超然の遠猷を慕ふ、十四歳にして清光寺に得度し名を眞源と改め本然房と稱す、爾來内外の

典籍に眼を晒らし研鑽修學怠ることなく、大に出藍の譽れを博せり、蛟龍は遂に池中の者に非ず、戴冠の頃笈を負ふて迥かに南嶺に登り、一乘院に入壇して傳法灌頂の職位を受け益々密教の深奥なるを欣び、惠潤阿遮梨、覺心比丘、蓮體和尚、榮融阿闍梨等に就いて修學受法し、一意顯密の論疏を探り、專心秘密の經軌を調べ、事教二相聲明悉曇等一度指を染めて其奥に達せざるなく、師友同學をして卷舌畏敬せしむるもの多し論講功を積み左學頭となり、抽でられて金剛峯寺一山の法流預りとなる、夜は觀法の床に瑜伽の妙法を修し晝は講筵の臺に利他の化益を施し、徳光野峯の空に輝き、教風四衆の梢を渉る、寔に當代法儀の大棟梁と稱せらる。

師は恬淡名聞を好まず、唯人法興隆の事にのみ腐心せらる、高野山の棟梁として比肩稀なる大徳たるに拘らず大寺に晋山するを厭ひ、在山中成蓮院なる一小寺

(當時に)に栖住し弊衣粗食に甘んじ、日夜筆硯に親しみ充々として中院流の聖教を淨寫し、是が全部を龍光院に納め、大師以來散逸塵滅に垂たる中院流の完成を觀ることを得せしむるに至りしは、全く師の賜なりと云ふべし、其の外聲明業、悉曇學法則等に關し貢獻せられたること枚擧に遑あらず、又師は郷里山田村の福寺(今無動寺)に稀世の靈佛あり(大日、彌陀、釋迦)伽藍朽廢して雨露の侵す所となるを嘆き、享保十六年再興の大願を起し、福寺兼務を請ふて、此所に住し、法の兄弟、俗の家弟、村の志翁等に謀り、自ら衣鉢の料を減じ、一紙半錢の淨財を募り、側ら舊記の本據を探り、口碑傳説を調べ、苦辛慘澹孜々營々二十有餘年の歲月を費し遂に現在の本堂及び寮舎を建築し莊嚴を善美し、法具を整頓し、維持の方法を確立し、以て法灯を千歲に輝かせし効は、常人の爲し能はざる所なり、師の福寺再興の記録に曰く(前略)羊僧唯嘆

らくは丈六の大像も亦百年の後は終に取る所ならん乎、斯に於てか空しく過ぐるに忍びず便ち再興造營の大願を起す云々)實に然り師の此の再興なかりせば飛鳥時代の美術的稀世の大靈像も草葉と共に朽廢し去りしことは、雨露浸穢の尊容の所々に現存せるを以て確認するを得ん、然るを今や本尊及び諸尊の多くは國寶に指定せられ、山田村唯一の名刹たるのみならず關西有數の靈地として誇るに足るあるは村民の等しく感謝措かざる所なり。而して師は福寺再興の成就するや寶曆五年諸種の記録を手記し堅牢なる一函に納め實家なる山田忠七(實弟)の宅に預け後事を法弟及俗弟に托し、寶曆戊寅の夏端坐閉目し、奄然として阿吽の不二を示す、世壽古稀に滿つ嗟咨の碑無動寺に在り。當寺中興開山前左學頭權大僧都眞源不生位寶曆八年六月十九日高野山南谷成蓮院一世

師の在世中盟友同學最も多し、就中普門院の理峰阿闍

梨、葛城の慈雲尊者は特別の親交ありしが如く、理峰與眞源狀二通あり、慈雲詮福寺縁起、梵鐘銘及び眞源肖像の敬贊等あり、肖像の贊は師の一代を語るものなれば記して後考とす「事與理窮源有餘、心及相復正無違、金剛峯上提綱要、萬古福地樹鴻基」

寶曆戊寅秋小比丘飲光敬贊

○寺本祖學

寺本祖學禪師は阪本村永徳寺の住僧なり、漢籍の造詣深く、子弟を教授すること五十餘年、近代稀に見る篤學者なり、大正五年五月十七日歿す、永徳寺境内種徳學館の思慕碑は師の傳を詳記せり、全文を茲に掲ぐ(元漢文)

祖學禪師思慕の碑

寺本祖學禪師は今年齡七秩を開くを以て、門下の子弟之を壽する所以を謀り、石に勒して以て思慕の誠を表せんと欲し來りて文を乞ふ、師は攝の三田藩士

寺本作君の第二子也、弘化三年十一月五日を以て生る、甫めて二歳出で、播州吉川西大澤龍恩寺に養はれ、眞龍祖海和尚に師事し、得度僧となる、能仁柏巖良範和尚に従ひ、經史佛典を修め、又尾の白鳥鼎三和尚に就き研鑽年有り、明治二年祖海和尚の後を襲きて武庫郡山田村永徳寺に住持し而して尙は學を廢せず、更に梁田葦洲老に従游し専ら漢書を學び、造詣極めて深し、其道を問ふに急なるや、時に或は數里の途を遠しとせず、山を踰へ谿を涉り、雙屐來往倦まず息らず、而も其貧苦にして自ら勵むや、時に或は遺履を途に拾ひ以て蹠蹠を免る、而して隆冬初寒にも僅かに單衣を着し、寒威骨に沁むも亦卷を釋かず、苦節眞に常人の堪ふる能はざる者有り、其學に於ける勤めたりと謂ふべし矣、師寺に歸るの後塾を設け學徒に授くる者殆ど五十年なり、堂宇を以て庠舎となし經を講じ史を誦し、呬晤堂に滿つ、朝

より夕に至るまで兀坐して机に向つて諄々として倦ま
ず、笈を負ひ來り學ぶもの遠近常に數十人、一郡の子
弟苟も文字を解する者幾ど師の薰陶を蒙らざるもの無
しと云ふ、嗚呼亦盛なりと謂ふべし矣、師人と爲り名
利に淡く耿介嚴勵にして苟も假借せず、是を以て人皆
畏れて而も之を敬す、子弟各樹立して文武顯官たるも
の亦少からず、蓋し世風偷薄師弟の情誼日に疎ならん
とす、而して今能此の如く資を捐て碑を建て、以て思
慕の誠を致す、亦以て其平生を知るに足る哉、其一郷
の文化を裨益するの功、洵に没すべからず乃ち銘す銘
に曰く

教人不倦、孔聖所期、七十不倦、於師見之、佛名儒
行、文化之毗、齡德共高、永仰巍々、其恩其德、念
茲在茲。

大正四年

浪華 南岳 藤澤 恒撰文

氏に保管されてあるが、繪は法眼月岡雪鼎眞を寫せる
ものである。肖像の上に左の傳記がある。

攝の大坂車街小橋屋始祖、華名喜兵衛、法名良心は
州の八郡丹生山田原野村の産、姓は戸田、父は平
兵衛、法名了截、母は林氏、法名貞淳、世々農耕を
業とせり、良心幼にして商賈の道に志し、同村吳服
舖絹屋吉右衛門なる人に推舉せられ、享保壬寅五月六
日、年十三始めて阪の主人家、鹽街第四衛、小橋屋
利兵衛、法名圓清公に歸屬し、日夜忠誠勤勞し、都
鄙に交易し、諸州を経歴して、本舖の家聲漸く四方
に振ふ、およそ主人家の洪基を開けるも、多くは良
心の筋力に出るとなり、是に於て寛保癸亥六月念三
年三十四、主人家其功勳を感じて、售價別に一律を
開かじめ、本銀及家號を賜はりて本舖と同業を許さ
れ、こゝに罷勉し、售價日を逐ふて行はる、寛延戊
辰二月念八、年三十九、境屋延女の家を買得し、則

梧窓 湯川 亨書
祖學禪師肖像の上に自賛されたるものあり

人生七十還加一

何爲紛々逐世塵

回首去來渾如夢

惟慙行事夥違仁

○小橋屋喜兵衛

小橋屋喜兵衛の名は、郷社八幡宮寶前の石燈爐、七社
神社、八王子神社の石燈爐、又は原野の成道寺の金の
燈爐、普賢文珠の石像などの寄進遺物によつて、何人
であつたことを知りたくなる、殊に此の燈爐にはそれ
ぞれ燈油田として少からぬ田地が添ふてゐたこの事
であれば、其富の程度も餘程のものであつたと思はれる
此の人は原野村の産で、大阪に出で小橋屋に奉公し刻
苦勉勵し終に一大成功者として寶曆年度には殆ど全盛
時代であつたと見へる、今此の人の肖像は下谷上盛本

卜居の地となせり、又幸に舍弟藤兵衛、及び越前産
武兵衛、紀州産六兵衛、此の他升屋長兵衛等を家屬
として羽翼せしかば、寶曆戊寅の春、津輕秋田に標
榜して、毛綿舊衣の類貿易盛に弘まりしを、不幸に
して數年の中、舍弟并に武兵衛没故しつれど、豈佛
神の加被力にや、胙股の者遞々出で、産業を扶持し
家道意に隨て饒足を得たり、寶曆丁丑年、三月初午
一男出生せり、幼名才二郎、此則二世喜兵衛是也、
父母掌中の玉の如くに愛育成長して、明和甲申、年
甫めて八才、良心深く當世を測り、本舖の元祖、及
び兩都の主人家に懇求して、主従の芳契を結ばして
後、元服して新右衛門と改め、別家の列に斑すとい
ふ、又安永戊戌、四月四日夜、故郷戸田家烏有の災
あり、心良先塋の遺繼を思付し、第宅庫藏新に構造
し、頓に舊觀に復せり、これ戸田家と小橋屋と子孫
末代親睦せん事を欲するが爲なり、是歲天明辛丑九

月四日、家産物件悉く子息に譲り、自ら閑居に世營を通れ、一本の遺帳に録して、主人家並に親族中に家事を屬託し、尙且遺書中に家法を定めて後昆に傳へ、家屬に教訓を垂れて、軌を當世に守らしめ、即今能事了れりとして、我阿蘭若所に至り、剃度式を爲し、薙髮入道して往業斯昂謂つべし、良心微善俱に盡せりとして、今亦壽像眞成て、予をして國字をもて畫面に略抄せしむ、若夫生涯の德行は、短毫の盡す所に非ざる而已。

實天明二年龍集壬寅仲夏善辰

圓通見主匡譽蒙光識

○大木戸彈右衛門

大木戸彈右衛門義高の石碑は小部村の天王溪道の傍に仆れたまゝに存してゐる、貞享頃の力士で東小部村向井氏の出である、向井氏の分家中西家に大木戸の事蹟は傳へられてゐる、今も中西家には力士の袂石として殘

入れたるまゝ抱きて軒に運びたりと、此の甲山力士の宅に彈右衛門の足袋として殘れるあり、片足に米六升を納るゝといへり、斯る物語りは今も里人の語り傳ふる所なれども、さて力士の生年も歿年も一向に不分明である。併し此の大木戸といふ名は、土地の名稱にて上谷上村東小部村西小部村などに村の入り口に至る地に木戸と名づくる處あり、村の保護として木戸口を設けたる名稱の殘れるものと見ゆ。

○惠 照 院

上谷上淨光寺の過去帳に、惠照院妙齋大姉、明治七年二月九日没とある、俗名坂田ふさ文化六年五月二十六日の出生であるから、行年六十六歳であつた。上谷上村千年宅九郎左衛門の長女で、十九歳の時から多田御局又は仙洞様御息女倫宮、大聖寺の御附弟、勝妙樂院様に御仕へ申し、天保二年から鷹司家に仕へ、濱と改名中老とまでなつた、關白家姫君有君様、江戸將軍家

れるは大人一抱へ程の圓石なり、幼少の程より相撲を好み、後には天晴の力士となつて大阪町奉行の抱へ力士になつてゐた。相撲道執心の一話として殘れるは、彈右衛門、太山寺の藥師堂に三七日の斷食にて願くば我に怪力を授け玉へと祈願す、滿願の夜丑滿つ頃、白髮の老翁來りて抱ける稚子を暫らく抱き呉れよと力士に渡せり、力士は易き事なりとて其稚子を抱きしが、夜明けて後見れば、丈けにも勝る大巖石を屹と抱き居たり、こは正しく所願の成就せるものなりと喜び、やがて其巖を後の山まで運び行きしもの、彈右衛門の力石とて太山寺の裏山に殘れり、又鳥原谷の谷川の石橋に大なる丸石の架しあるは、彈右衛門一人にて運び來りてこゝに架したるものなりともいへり。弟子に當州熊内産の甲山權太といふものあり、之れ又不思議の怪力士にて、或る夏の夕方に親方が野風呂にて行水せしが俄かに驟雨の至りければ、權八は早速親方を風呂に

へ御輿入に付、側役を命せられて江戸に上り、幕府大奥勤となり中老になり名をいつと改む、やがて中老頭となり西の丸に宅を賜はり岩村と稱してゐた。累進して年寄役を経て上臈となり遂に大奥取締りを命せられ惠眞院と號し、後惠照院と號した、將軍家に仕ふる家齋公より慶喜公に至る五代、明治二年辭して故山に歸る。

父九郎左衛門廣之の留日記に左の如くあり。

姉娘おふさ關東に罷越候一條

一鷹司關白前左大臣政通公様御父入道准后樂山從一位前關白左大臣政照公様御姫君有君様東都西御九大納言様御臺所江戸表へ御發輿被爲遊依而御手附の官女に娘おふさ御召抱に相成申候

一天保卯年四月右御召抱之趣大聖寺宮様二老信藏様と申御方より御世話被下候様申下し候に付家内打寄り相談相交し、左候得ば親類祖父祖母はじめ從

弟に至る迄書上候様との御事にて相認め上し申候
即刻關白様へ差上申せと申し下され候。

一同八月二十五日關東へ御發與同月十一日京都今宮
へ御社參之趣にて國元へ罷下り氏神へ社參可仕趣
被仰聞候に付七月七日より九郎左衛門上京仕り十
一日おふさ旅宿久下屋權右衛門方へ參り萬事承り
届十六日准后様御隱居所、加茂の東田中御殿へ初
て上り候、依而大綱持參麻上下に帶刀いたし御局
口御玄關へ罷出献上仕候。

一七月十八日御殿へ願上十日の御隙を貰ひおふさ病
氣につき兩度まで京都へ飛脚断申上候て、八月二
日迄止宿致し罷在候、八朔にて當村天滿宮へ社參
仕前日七月晦に八幡宮へ社參致申候右八月二日當
地出立河原村伊左衛門方に止宿いたし、翌三日
西宮町東迄京都より迎の御使者到來に付直様歸京
仕候。

一天保貳卯八月二十五日京都御發與御手附一代仕官
之名前

御臺様 有君様と奉稱
御手附の官女左の通り

御上臈 家來 七人

御お町殿 家來 七人

同 是は吉田殿御息

御お永殿 家來 七人

是は堂上方御息

右は天上人也

御年寄 家來 七人

長岡殿 家來 七人

是は元尾州郷士の娘

御中老 家來 五人

おさぬ殿

是は仙洞御所官人肥後守娘

御中老

お浪殿 家來 五人

是は加茂阿波守娘

御中老

お濱殿 家來 五人

是は千年宅九郎左衛門娘

御小性

お石殿

是は御典醫娘

是迄は御側役也

お次衆

せつ

明石

須磨

有若様

一御實母 玉川殿

江戸より御迎の御旗下方は八月十七日に京
都御着

御發與御禮として八月十七日、お桐お町虎太郎上
京致し大典侍御局様家來中立賣西川右内殿方滯留
致しおふさも御館より下り來り出會仕り、明石本
町本田氏方祖母並に子供並に名鹽村司馬氏共おは
まも子供召連れ罷上り申候處虎太郎病氣に付長滯
留に相成申候

九月十日家内は歸國仕候

おふさ儀 關白様おはまご御改め被成下難有御事
に御座候、御發與の御賀と御座候間御酒宴之上御
盃頂戴は九郎左衛門儀も上京仕罷立候へば、御目
見へ可被免處、病氣故上京不仕殘念之至に御座候
一鷹司關白前左大臣政通公様より白羽二重之裕小袖
御自服共に被下置難有頂戴御家人之列に被仰下難

有仕合大恐悅御座候

右之通り荒増書殘申候處相違無御座候

天保二卯年九月吉日

千年宅九郎左衛門

廣 之(花押)

○千年宅きり女

千年宅きり女は、上谷上村九郎左衛門の妻で、今の阪田伊豆松氏の祖母に當る、此人は三木町の山田屋より當家へ嫁だ方であつた。文政十三年十月五日、仁考天皇第三の皇子御降誕あらせらる(御母は藤原妍子甘露寺一位國基卿御娘)御乳人御用につき御人撰の處きり女は其選定に適せりとて、上洛し直に御乳献上の光榮に預りたる人である。同家に殘れる記録に左の如く認めてある。

今上天皇様御后

按察使典侍様御安産

露寺様御殿へ御届奉申上候十二日八つ時御局様より御呼出にて御役人被參西川右内殿案内にて參殿仕候暫控居候處御家老坂上左内殿御年寄八千世殿兩人被召出遠路早々上京致し候段御殿表御満足被爲在候外追々御乳御用勤度趣にて貳拾人之餘も願出候得共其方儀は先達而御内勅御上使も差下候事故外之願のものに差押へ有之其方儀は一番の御乳に相成難有御受申引取西川氏宅に滞在仕候

但し御乳人は二條御藏場にて扶持米現米八石被下老婆一人下女一人これなどは御局様御扶持被成下候て尙又追々親子共官位被下由に御座候右の外被下候ものは十二の御后様方着物被下との御事被仰候右御乳人に上り候もの百姓の家柄筋目正しきもの、舊家村長ならでは御召抱に相成不申尤御乳人居候は對の屋御殿に引續に御座候

一十月十二日七つ時小兒虎之助儀

御父甘露寺一位國基卿御娘

皇太子御若宮様 十月五日午刻

御降誕被爲在 御内勅に付き御乳人御用御座候

禁裡御所御執次武家

辻和泉守殿名代として仕丁頭御下向之處西川右内殿

御内上使十月六日夜戌之刻當家へ御下向被成候御若

宮様につき御醫師

加川 若 狹

太田肥 後之介

右御内勅之儀御乳御用有之に付御呼上しに相成十月八日七ツ時妻お桐小兒虎之助出立名鹽村司馬字八郎方へ差向け發足いたし同九日大阪西國橋米屋熊二郎方へ同日夜四ツ時著延刻にて夜船無之翌十日八軒家より乗船いたし同日夜五つ時伏見着大黒屋源兵衛方に止宿いたし十一日四ツ時京着中立賣小川町東入西川右内殿屋敷へ親子共着致し候趣右同人より即刻甘

御局按察使典侍様御詮にて御官女虎之助召され御殿へ上り被下御目見へとして

御若宮様御乳御后様御自分だきあげ被下候て御乳頂戴仕申難有仕合に奉存此段御家老御年寄被仰候は上様の御乳をいたゞき候事一通り不成事は迄例も無之事に候へ共其方儀は千歳の餘りも相續いたし候目出度家居といひ、且は御上様御澤山に被爲在候事故難有被仰候様被仰渡候、右體の儀西川氏被申候以外にて、地下人に御乳頂戴杯と申儀一切無之様被申候一十月十五日九つ時に傳奏御殿より御上使西川右内殿御屋敷へ御召しに付八つ時參殿仕候
甘露寺前の大納言殿より御詮の趣
今般

御若宮様御降誕被爲在依而御乳御用遠路の上洛いたし御満足被爲在段難有可被存右親子共御召抱被爲遊候併御局様御機嫌能事御乳も澤山に被爲在候依而其

方共儀勝手勤可仕候御用の儀有之節は早速御呼上し
被爲成候其方相心得可申との御事御難掌坂上左内殿
を以て被爲仰渡右に付頂戴の品左之通に御座候

一白 銀 貳 枚

これは

當今様より親子のものへ被下置候

一慰 斗

一人 形 一つ 子供方也

これは

御若宮様より虎太郎へ被下置候

一御細工もの

これは

御局様よりお桐へ被下置候

一紙 挾 貳 つ

同 同人へ被下置候

但し虎之助御乳頂戴仕候依而虎太郎と改名御局
様より被爲成候

以 上

附記 参照

仁考天皇七皇子おはしませり

第一皇子 安仁親王 文政三年五月生、新皇嘉門院の
出、文政四年六月親王となる鎗宮と稱せり、幾も
なく薨せらる御年二歳、妙莊嚴院と號す、泉涌寺
に葬る。

第二皇子 鎗宮と稱す、新侍賢門院の出、文政十年
四月薨、御年三歳、眞解脫院と號す、廬山寺に
葬る。

第三皇子 三宮と稱す、典侍藤原妍子の出、天保二
年十月薨、御年二歳、紫金身院と號す、淨花院に
葬る。

第四皇子 統仁親王、新侍賢門院の出、天保十一年

立ちて皇太子と爲る、弘化三年正月踐祚す、時に
御年十六、同四年御即位、孝明天皇と申奉る。

第五皇子 天保三年四月生、同日薨、掌侍藤原嬉子
の出、常寂光院と號す、鳴瀧三寶寺に葬る。

第六皇子 天保四年十一月生、幹宮と稱す、六年六
月、桂宮を繼ぐ、七年三月居を桂殿に遷さる親王
となる同日薨、新侍賢門院の出、如意實院と號し
相國寺中慈照院に葬る。

第七皇子 弘化元年十一月生、二年十月薨、典侍藤
原經子の出、歡喜乘院と號す。

○高田養八郎

高田翁名は養八郎、天保四年二月二日を以て上谷上村
に生る、資性謹嚴寡黙、思慮周到にして邊幅を飾らず
致々産業に勤め、家産富裕を致せり、翁常にいふ「先
祖に討死させて高枕」とは能く心得べき諺なり、凡家
を繼ぎて祖先を辱しめざるは、家を承繼し子孫相紹ぎ

綿々今日に至れるもの、之れ皆祖先の遺徳餘慶の然ら
しむるものなるを、我身一代の功業と慢じ、氣隨氣儘
に高枕して暮すもの多し、淺ましき根性なり、財は積
み易く又散じ易し、徳は積み難く慶は餘し難し、其身
に應じて謙り、義と理とをよく分別し、驕らずして天
然を樂しむべしと、人にも教へ己其實行の範を示した
り、されば公共の事には卒先して之に當り、改良進歩
はよく時勢を洞察して處置せること多かりき。

明治七八年の頃より長く戸長の職に當り、耕地の整理
道路の改修、山林の増殖等、村民を指導して一村の利
益を謀りたること枚擧に遑あらず。

翁は復た神佛に對する崇敬の念厚く、何はさて所の氏
神氏寺は、先祖の御魂の在す處なれば之を捨て、遠國
他所の奉加に應ずるは、家を捨て、他家の急に走るが
如し、先づ我村を大事にかけて後、餘力あらば他に及
ばせとて、氏神天満宮の社殿を修葺し、淨光寺の佛堂

を改築せしことなど、此の小村にして比類なき立派なることは、翁の偉業の残れる一つなり。

翁は祖先の遺徳を享けたるものは、復た子孫に餘慶を分たざるべからず、子孫の業は教育にありとて、教育の事は翁の最も力を盡したる功績なからず、二男富造氏の法學士となり、現今山田村内にて文官として最高位にあるもの偶然に非るなり、明治四十年二月に、谷上小學校學林として、山林六町餘歩を寄附せし如きは小學校基金造成の好方法にして、山田村の如き林業地には、最も適切なる永遠の功德なり。

斯の如く、其遺徳遺業の悉く將來を慮りて、人の爲め村の爲め醇良なる風化を興へたれば、翁の精神を敬慕するもの多し、翁は大正四年十月一日歿す、享年八十歳なりき。

○岩崎佐兵衛氏

故岩崎佐兵衛氏は、本村内原野村の生れである、任侠

下に、幕府へ厘毛上納の筋は無くも存するといはせも果す役人は何を小癩な用捨はせぬと追取刀で蒐からんとするを、一行の村役人は命を取られてはと跣足のまま一目散に逃げ出した、同じ逃げ出す内にも氏は履き物の綱抜き靴を提げて悠々と歸つた、一同は其度胸に驚いた。維新後は村の事何くれと熱心に世話をした、勸業の方面には、養蠶の事業を奨励し、又岡山縣を視察して蘭の栽培をも研究してゐた。又交通道路のためには岩谷越の山道が縣道に改修された當時に故角井辰右衛門氏と共に大に地方福利の爲に盡力された、公共的地位としては村會議員も勤め、縣會議員も勤めた中村の川池を發起して成効せしめ、今に早魃の憂を除いた偉功は大に推奨すべき事實である。氏は晩年頗る佛道に歸依し、原野成道寺の開山堂の改修や、福地の無動寺山内に四國八十八ヶ所の順拜所を勸化造作したることなどは、人の知るところである、氏は生涯を通

自ら任じ郷黨の情叢を壓する氣概があつた、徳川幕府の末年氏は草深き田舎に生涯を送るを遺憾とし、飄然家を出て播州龍野藩に行き奉公の途を求め、脇坂侯の草履取りの仲間となつて忠實に仕へてゐた。郷里では氏の家出を驚き相續人の故を以て、頻に歸郷を迫り漸く伴ひ歸つた。明治維新の前後は廣瀨置縣の社會組織の變動機で、村としても中々多事であつた。庄屋年寄等の役目が、戸長副戸長など、改まつた際に村の智識階級は、夫れ／＼の役目を帯びて一村が方向を誤らないう様に努めてゐた。氏も亦村の重要な役目を帯びてゐた。丁度原野村は旗下領の伏谷新介支配の地があつた上納年貢米の未進の分を伏谷の役人が出張して神戸の善福寺に滞留し原野村の村役人を呼び出して督促に及んだ。氏も一行の中にあつて伏谷の役人の前に出て、臆目もなく、年貢米の儀は自今朝廷へ納め上る筈に心得居り候、御一新後は全國一統朝廷の民との御布令の

じて任侠を以て一貫し、人の爲め村の爲めに忠實に働いて、少しも一身一家の私利を謀らなかつた。

○高田富造氏

山田村にて其出身者中、官公吏の最高位に在るものを高田富造氏なりとす、氏は上谷上村の人慶應元年八月六日生る、明治二十七年七月帝國大學法科を卒業し、同年八月司法官試補となり松山區裁判所詰となる、明治二十八年二月韓國政府法部補佐官となる、同二十九年五月司法官試補高知區裁判所詰となり、同年十二月高等官七等に叙せられ、臺南地方法院判官に補し、總督府臺灣法院判官となる、明治三十二年五月、高等官六等に叙せられ、同年六月正七位に叙す、同年七月臺北地方法院判官に補す、明治三十四年從六位に叙す、三十三年六月より三十四年十月までの間には、文官普通試験委員、覆審法院判官、臺灣總督府高等土地調査委員、臺灣關稅及出港稅訴願審查委員等の職を帶し高

等官五等に叙さる、明治三十四年十二月、御用有之福建省厦門、福州、英領香港及新嘉坡へ被差遣、同三十年九月高等官四等に陞叙され同十二月正六位に叙せらる、明治四十一年十二月勳六等に叙し瑞寶章を授けらる、同四十二年二月從五位に叙す、同四十三年十月高等官三等に叙せらる、大正二年十月歐米各國へ出張被仰付、同年三月正五位に叙せらる、大正七年三月臺北地方法院長に補せられ同年十二月勳四等に叙せられ瑞寶章を授けらる、大正八年八月高等官二等に叙され高等法院上告部判官兼覆審部長に補せられ、現今在職中。

○北上 宇 八氏

北上宇八氏は明治十八年八月二十日、上谷上十五番地に生る、宇右衛門氏の三男なり、郷里の小學校を出でて神戸中學校に學び、山口高等學校、鹿児島第七高等造士館を経て東京帝國大學工科に入り機械科を専攻し

明治四十四年六月卒業、工學士となる、後東京モスリ紡織會社技師、神戸石油探掘組合技師、新潟鐵工所技師、藤田鐵工場技師長等を経て現今内田商事株式會社東京支店機械掛に就職せり、氏は思慮周到にして事務に恪勤なるを以て、到る所重用せらる、氏の父及び祖父何れも律義を以て名あり、殊に眞宗の信仰者にして、毎朝の勤行は村中一番の早起きとの評残り、北上氏の恪勤は父祖の遺傳なるべく、又氏を教育して一意初念を貫徹せしめたるは、長兄倉太郎氏の熱心輔導大に與て力ありといふ。

○山田村に於ける戰功者左の如し

事	由	位勳功	兵種官等	氏名
明治三十七年役戰死	勳八功七	歩上	岡本伊太郎	
同上 病死	同	歩伍	中川孝三郎	
同上 戰死	同	歩上	澤田喜太郎	
同上 戰死	同	歩上	霜上嘉一郎	
同上 戰死	同	歩一	木戸將一	
同上 戰死	同	歩一	辻彌三	
同上 戰死	同	歩一	彌三七	

同上 病死	勳七	歩一	南谷徳太郎
同上 病死	同	歩一	堂脇卯之松
同上 病死	同	歩上	荒内卯之介
同上 戰死	同	歩上	大北榮治郎
同上 戰死	同	歩上	白阪榮吉松
同上 戰死	同	歩一	西井文太郎
同上 戰死	同	歩一	西浦歎一
同上 戰死	同	歩二	東尾安治
同上 戰死	同	歩一	鷺尾義治
同上 戰死	同	輔卒	高田多三郎
同上 病死	同	歩上	北住太郎
明治廿七八年役戰死	同	歩一	日原八九藏
同上	同	看卒	田中貞之介

○山田村に於ける勳位功章拜帶者左の如し

正六位勳四等	高田 富造	勳八等功七級	北本富三郎
從七位勳六等	村瀬要之助	同	森岡馨次
勳六等	前田松太郎	同	東又市
勳七等	森田延次郎	同	村上鐵二郎
勳七等功七級	新田源七郎	同	福本福太郎
同	荒内信太郎	同	山本政太郎
勳八等功七級	西田幸一郎	勳八等	前田寅市
同	戸田元三郎	同	角井辰右衛門

勳八等	箱木 一夫	勳八等	住谷米太郎
同	白阪 瀧三	同	霜上 銀三
同	尾崎 嘉藏	同	修理喜太郎
同	東下徳太郎	同	西畑榮太郎
同	大畑 種松	同	中尾爲三郎
同	南坊 米吉	同	上 秀吉
同	木戸大三郎	同	西田 綱吉
同	岡 早太郎	同	村上豊太郎
同	脇坂市太郎	同	井上伊之吉
同	西浦 圓作	同	桂田喜之助
同	中田圓次郎	同	中東圓次郎
同	中野圓太郎	同	八田光太郎
同	井本房之助	同	山口喜之介
同	湯本一太郎	同	大北 宇藏
同	大東謙太郎	同	北西忠三郎
同	前田 龍平	同	北垣清太郎
同	阪本理太郎	同	堂脇 元三
同	岩崎丈太郎	同	藤田 眞麟
同	川上才一郎	同	中嶋兵太郎
同	西浦政太郎	同	岡田定次郎
同	古川源太郎	同	辻尾松太郎

動八等	西上種治郎	動八等	大前與之介
同	岡忠藏	同	西畑佐太郎
同	柚木由松	同	東畑久太郎
同	岡本友太郎	同	鷲尾新吉郎
同	杉岡久吉	同	湯本和二郎
同	横山莊一郎	同	東浦真藏
同	西田友平	同	下里留太郎
同	木戸政太郎	同	木戸政之助
同	吉川平次郎	同	宮本福太郎
同	中西佐太郎	同	田中覺太郎
同	大西小三郎	同	入口政吉

山田村に於て町村制實施以來村長の職に就き、銳意村治に盡瘁し、以て今日あるを致したるは、左記各氏の功勞大に擧て力ありといふべし、小傳を掲げて参照とす。

○山 本 與 作氏

本村内上谷上に生る、明治二十二年本村初代の村長に當選し、同二十四年八月辭任、明治二十五年四月山田

村會議員に當選、同三十一年四月滿期、同年同月再選同三十二年七月辭任、明治三十八年七月より山田村學務委員に當選、大正二年七月退任、明治四十三年四月山田村會議員當選、大正二年四月退任。

○長 田 眞 治氏

本村内小部村の人、明治二十二年四月山田村會議員に當選、同二十五年五月辭任、明治二十四年八月山田村長に當選、同二十六年六月辭任、明治二十八年四月より明治四十年四月まで山田村會議員に就任、明治二十九年七月より同三十二年九月迄武庫郡會議員に就任。

○新田 惣兵衛氏

本村内阪本村の人、明治二十二年四月山田村會議員に當選、同二十五年四月退任、明治二十六年七月山田村長に當選、同三十年六月滿期、明治三十三年九月より同三十八年七月迄山田村學務委任に就任。

○盛本萬右衛門氏

髓を徹底すべき事となし、且つ氏は初老の記念に何かな公共的の事業を計畫中なりしを以て、茲に奉安庫を寄附したるなり。此事を以て賞勳局より銀盃を賞賜せらる、氏は祖先崇敬の念に篤く居村壽福寺の堂宇頽廢せるを慨き卒先計營し大正七年に大營繕を了し、同寺の面目を改めたるは、氏の功與て力ありといふべし。

○角井辰右衛門氏

本村内原野村の人、明治三十年四月武庫郡々會議員大地主として選出、明治三十一年四月山田村々會議員當選、同三十二年六月辭任、明治三十一年八月山田村長に當選、同三十二年六月辭任、明治三十六年五月山田村長に當選、同三十六年十一月辭任、明治三十七八年戰役の功に依り勳八等白色桐葉章を賞賜せらる、明治四十年九月兵庫縣會議員當選、同四十四年九月滿期。氏は本村内屈指の資産家たるを以て、村治の事大小なく盡力せざるなく、且て村經濟の基礎を鞏固ならし

本村内下谷上の人、明治十九年七月より同二十二年四月まで谷上郵便局長勤務、明治二十二年より同二十三年五月まで元八部郡山田村收入役勤務、明治二十五年より同二十八年まで山田村學務委員勤務、明治二十五年四月より同三十年八月まで山田村々會議員に當選、明治三十年七月山田村長に當選、同三十一年七月辭任、明治三十二年一月、又一を萬右衛門に改名、明治三十六年十月兵庫縣會議員に當選、明治三十七年五月山田村農會長に當選、同三十八年十二月辭任、明治四十年三月再選現任中、明治四十二年七月山田村學務委員に當選、大正七年五月山田村長に當選す。

氏は山田村小學校に 御眞影を下賜せられ谷上尋常小學校に奉安する事となりたるも、奉安所の設備なく誠に畏れ多き次第なることを痛切に感じ、同小學校敷地内高燥の淨地を鎮め、こゝに奉安所を造り、毎朝奉敬の式を行ひ 皇恩の忝きを銘せしめなば、國民教育の眞

むることを力説し、金五百圓を山田村に提供し、其他山田小學校に山林四町歩を寄附し、兒童に樹栽せしめ殖林の思想を養成することに勉めたり、此舉たる最も郷土の産業上適切に認められ、谷上、小部、藍那の小學校にも學校林の多數を有するに至れるは氏の率先唱導の力なり、又耕地整理の農政上利益多き事なるも種種の支障の爲め治く行はれざりしが、氏は居村原野村に於て一部分の試みをなしたるもの、今日の成績を見たるなり。

○林 正 敏氏

氏は本村内衝原の人、明治二十八年四月山田村會議員に當選、同三十一年四月再選、明治三十二年七月山田村長に當選、同三十六年五月辭任、明治三十九年四月山田村會議員補缺に當選。

○朝 民 將 一氏

氏は本村の内東小部の人、明治二十五年七月山田村會

議員に當選、同二十八年四月再選、同三十二年四月再選、明治三十四年七月山田村學務委員に當選、同三十八年七月再選、同四十二年七月滿期退任、同三十八年十一月山田村長當選、同四十二年十二月滿期退任。

○林 幸 一 郎氏

氏は本村東下の人、明治三十一年四月山田村會議員に當選、同三十七年四月辭任、明治三十二年七月山田村名譽助役當選、同三十六年七月滿期退任、明治三十八年二月山田村農會副議長當選、同十二月規則改正に付退任、同四十年三月再選、明治四十年九月武庫郡會議員當選、同四十四年九月退任、明治四十二年七月山田村學務委員當選、同四十三年一月辭任、明治四十二年十一月山田村長當選、大正六年十二月滿期退任、大正六年四月山田村會議員に當選。

○前 吉 藏氏

氏は本村の内上谷上の人、明治三十四年四月山田村會議員に當選、同四十年四月再選、大正二年四月辭任、明治三十七年山田村傳染病豫防委員に當選、三十九年辭任、明治三十八年十二月山田村農會評議員當選、明治四十一年二月武庫郡々會議員當選、同四十四年九月再選、大正三年一月辭任、大正二年七月山田村學務委員當選、同六年七月辭任、大正二年十一月山田村長當選、同六年十二月滿期退任。

○田 中 勝 次 郎氏

氏は本村の内藍那の人、明治三十八年十二月山田村農會長當選、同四十年三月辭任、大正六年四月山田村會議員當選、大正六年十一月山田村長當選、同七年五月辭任。

○傳 説 叢 談

○義 犬

新著聞集云「秀吉公大阪の城に虎をかはせ玉ふ其餌に近國の村里より犬をめされしに、津の國丹生の山田より白黒斑の犬、つら長く眼大に脚の太り逞しきを曳き來りける、實に尋常の形には異なりたり、件の犬虎の籠に入るに齊しく、隅をかたどり毛をかしまに立て、虎を睨む、虎日來は犬をして尾をふり踊り上りてよろこびいさみけるが、この犬をして日月のごとくかがやく眼に尾をたて、さうなく噛みかゝらんとせす嗔りをなしく氣色おそろしなごいふばかりなり、すはや珍らしき事のあるはあれ、見よとて走りあつまり息をつめて見る處に、虎はさすがに猛きものにて飛びかかる處を犬は飛びちがへて虎の咽に咀つきしを左の爪にて分々に引きさきしかど、犬はなを咀つきし處をは

なすずして共に死けり、此事御所にきこしめされて其犬の出所をたづねさせたまふに、丹生山田に夫婦の獵者あり、毎朝の能物をくはせてはやく歸れよといへば尾をふりて疾く山に行く、主は犬の歸るべき時をはかりて鐵砲を提げゆくに、近きあたりまで猪鹿を逐ひまはして主にわたして打たせける、しかるを庄屋よりしきりに所望せしかど、この犬はわれ／＼をやしなひければ、いかに申さるゝとてつかはす事なりがたきとてやらざりしを、ふかくねたみけるにや、此たびの犬駆に此の犬の代りを出さんとしきりに願ひしかど、此儀なりがたしとて、かの犬をわたしけるほどに、夫婦犬にむかひ涙を流し、汝いかなる宿縁にやよりて、今までの夫婦をやしなひつらん、今度庄屋が所爲にて非理に虎の餌になす事口惜くおもへども力におよばず、我を恨みぞ敵を取て死すべしとかき口説きしかば能言をや聞きしりつらん、しほ／＼として出で行きしと一

一上聞に達しければ、御所にも哀れからせたまひ、庄屋が心根ふとゞきなりとて刑罰に仰付られ、犬の跡吊へとて庄屋が財寶のこりなく夫婦の者に賜ひけるとなり。

○宿

阪本、東下、原野の各部落に宿と稱する地名の残れる所あり、一村内にある地域を劃して特に宿と呼びたりしは、其地に住める一部の民が他の民と一種異りたる職業をなし居たるために、シユク者といふ名を付して部落より疎外されしものなり、假令ば阪本村の一部の宿の如きは、明要寺全盛の頃には百坊の塔中ありて其僧徒の數も夥しきものなり、されば是等僧の死去する場合に、其葬儀に關する一切の不淨を取扱ふものは、シユク者の役目として特に一山附きの民戸なりしと傳へらる。東下、原野の部落にある宿は、明要寺の如く一山特殊のものにあらずして、一部落に於て凶事ある

際に其取扱ひを委託せしものなり、今日の如く一村に共同墓地を作り、凶事には一村共同して其葬事に當ることを、格別に厭はざる風となれるより、宿者の存在は其必要を認めざるに至れり、昔は一部落内にても一族毎に墓地を有し、又大族には一の氏寺を特有せし程なれば、墓地の多かりしことは、原野村の耕地整理の際實見せし如く、地下より輪塔墓石の多く出づることあるも、一族一墓所を有せし證たり。斯く一族と他族との間に於ける、家族觀念の強烈たりし時代には、凶事の際に於ける不淨取扱などは、一種の賤民によりて行はしめたる風習のありしことを知るに足る。

○烏帽子子兒

原野村に、烏帽子親、烏帽子兒など鎌倉時代に行はれたる言葉の今に残れるあり、假令ば

山田藤左衛門には烏帽子十軒

脇阪市左衛門には十軒

岡田庄左衛門には十軒

栗花落利左衛門には三十軒

此の如く烏帽子兒には各其宗家ありて、宗家に對する烏帽子兒にも、亦各新舊の格式ありて、葬禮の時など香爐は誰、輿舁は誰など格式によりて役割をなすなど全く家の子郎黨などいひしに同じ、他にては烏帽子兒といはず譜代といふ、苗字を分け與へて、同族の仲間に入れ、世系をも繼がするなり。

○丹生山田青海劔

丹生山田青海劔といふ脚本は、並木宗輔の傑作である宗輔は一の谷嫩軍記も作り此の地方の史實を餘程よく研究したものである。青海劔の仕組は此山田に昔から舊家で併も權威を持つてゐた栗花落家の傳説を骨子として、例の御家に傳はる天國の寶劔を、降雨の奇瑞に寄せ、多田滿仲なども引合ひに出し、此地方が攝津源氏の所領地であつたことをほのめかし、光源氏の君

が明石や須磨へ左遷の身となつたことをも、艶なる事に仕組んで面白く出来てはゐるが、あまりに單調なものであるためか、芝居としては行はれてゐない、元來山田を土臺にしたので地方に取つては頗る面白い、其巻頭第一には

天先つなりて惶根のすめるを空の道ひろく、地に五つのなりもの、穂に穂榮ゆる秀真國、神代のまゝに八隅しし、十つ、六に相當る、醍醐天皇の御聖徳、傳へ聞くこそ有難き。

繼子憎むは世の道と、産の親王を日繼に立、后宮國母の願をかけ、源氏君の御行跡折にふれたる、さかしら言。

髭黒大將、平政盛、二の皇子登兵衛門、紫式部、藤式部、光君、葵御前、伊豫の介良清女房空蟬、良清の弟戌亥之介、空蟬の親山田の爺、入梅など活躍する。

「木綿頭巾のうすはなだ、すつほりきなりのやせ親

仁、牛に横乗横合より、兩方いとむまんなかへ、ち

と御免なりませと隔になれば兼買主従空蟬も、なんじやと答むる顔を差のぞき、そちは娘のおよほでないかと頭巾をよれば、やアおまへは丹生の山田の親仁さん、やれ久しや〜マア聞いてといふをいはず、イヤ聞いた〜おらは大津へ此牛をばくろしに行通がけ、けんくわじやそうなど立留り、聞は聞程物ごしがどうやら姉めが聲じやがと、思ふたが案のぢやう、まだ耳も目もよかろがな、——其元方の扶持切米何萬石でも作り出す百姓に向つてくはんねんせよとは、ム、ハ、ハ、もつたない事いひかけた在所の咄ちつとのまじや、聞いてござれ、扱と姉よば、も年がよつたぞい、ム、ハ、ハ、そうでござんしよ、アノ妹はへまめで居る〜向ひ所のおよねも嫁だ、おはも念頭に言傳てと果しのしれぬ長咄し——」

「山田の水は我人の身の油、一滴盗んでも埋らる、

事しつてゐよ」

栗花落の井のことについては、

養東改め兵部卿しづくと立出たまひ、ヤア〜汝ら此冷水わき出る事ふしぎに似てふしぎにあらず、我都を出る折から天國と名付し陰の劔一振奪ひ取て此家に来り、隠すべき所なければ、此所を掘つて埋置し、今五月中旬太陽の時來り金性水とて水と金とが合體し、冷水まき上る事、是劔のいづく疑はしは證據を見せんと立寄つて、水中へ御手を入れ劔一振取出したまへば、水納つて劔の光——。

此劔永く此地にとゞめおかは、丹生の山田の一在所に末世末代早魃の難は有まじ其徳にかへ、女が命助くべきやこのたまへば、何がさて親王様の仰といひかゝるふしぎを見る上、村中が早魃の難のかるゝとあれば、瓦を黄金に替ると同然、いづれも違背致さじと領掌すれば、重疊々々に長、汝が娘は我種

をやどす、左はらみは男子とあれば、此劔を譲り與

ふる條、辨財天女とあがめ、所の守護神となすべしこれをいふも入梅が孝心、地神水神の感應、産る、一子も、母の入梅の文字をつゆと讀ませ、丹生の山田の入梅左衛門尉眞利と名乗らせよ」

狂言綺語の青海劔も或は史實の真相を傳へた所がないともいへぬ、今山田の栗花落家に傳はる家系も、實は後代の作らしい、白瀧姫の辨財天祠や白瀧姫の墳墓といふものも、これを奈良朝時代の遺物とするは誰の目からも受取れない、すると矢張延長承平の時代に山田の里からお宮奉公にも出た女が、貴人の胤を宿して歸つたのが事實であるまいか、尤今の栗花落家の宅地は第二の宅で、當初の宅は今少し東方であつた、今も石垣が残つてゐる。

○丹生の山田は落武者の隠れ場所

平家のために領地を奪はれ、此山陰に身を潜め日毎に

山深く分け入りて鳥獸を射とめて生業に日を送るも、再び源氏の世となるを待てる折柄、此度は九郎御曹司一の谷に籠れる平家を討たんとて此山路に差しかゝり案内せよとの仰に、時來れりと喜べるは鷲尾十郎義久なり、一子熊王を引き具して御前に出でたる有様、

「千里の駒も伯樂に、藍染どてら皮袴、手には半弓山刀、驥尾に月の輪熊王が、遙か下つて畏る」などゝある。

御曹司は如何に鷲尾山の案内はと問ひ給ふ、此山をば鶴越とて極めて惡所、左右なく馬人通るべし共覺せず上七八段は屏風を立てたる様にて、白砂交りの小石なれば草木生ひず、馬の足留めがたし、夫より下五六段は岩磯にて人だにも通り難しと申す。

さて此山には鹿はなきか彼の惡所をば鹿は通らずやと問ひ給ふ、鹿こそ多く候へ、世間寒くなり候へば雪のあさりに喰はんとして丹波の鹿が一の谷へ渡り日影暖か

に成りぬれば草の滋みに臥さんとて一の谷より丹波へ歸り候なりと申す、——やおれ鷲尾鹿にも足四馬にも足四つ、尾髪の有ると無きと爪の破れたると圓きと計りなり、西國の馬は知らず、東國の馬は鹿の通る所は馬場ぞ、打てや殿原とて岩の鼻岸の額馬の足を手綱に合せて馳落し云々。

鷲尾三郎經春は、九郎判官に答へた言葉の中にも丹波の事を引き合ひに言ふてゐるが、元來は丹波生れの者で丹生の山田へ落ち武者となつて隠れてゐたのであつた。九郎判官が一の谷の攻撃に、搦手の丹波路を取つたのは、道案内の功者を選んだのは言ふまでもない、鷲尾は丹波多紀郡鷲尾村の生れで、多紀郡から從軍したので、三草から鶴越までの案内は、多可郡安田庄の住人多賀谷菅六が行つたのである。

源平二氏の争ひは此地方は大渦中に捲き込まれた、それは攝津源氏の發祥地であつて、平家からの注視的

となつてゐた、丹波の須源氏といふのは源頼光の後胤矢田判官義清の末孫景澄は、源義朝の被官となりて丹波を支配せしが、義朝亡びて後は丹波少將成經の下知を守りつゝ、時節を待てるに、惡源太義平の密事を談するにより景澄義理を重んじ義平を隠したるより平家に怨まれ難波次郎を討手に差し向けらる、景澄は義平の命に代り義平相傳の鎧直垂を着し、白旗一流己の館の庭山に立て若黨所從に下知して源氏惡源太義平の最後の働き見て後代の手本にせよ、亡魂平氏を迎へ留てんとて腹十文字に切れば郎黨共防ぎ矢射て出し、白旗に火をつけ、景澄が死骸の面の皮はきて屋に火をかけて最後したり、其間に義平主從五人にて立退く。

六郎景澄に子二人あり速に逐電して攝津丹生の山田の深山に隠れ、妻女共流轉して播州書寫の僧によりて年月を送るといふ。

此の二人とは赤井藤太景俊、黒井次郎景次にて、鎌田

の次郎光政の縁を便り、兄弟共に鞍馬に居りし牛若殿にまみわて主從の禮を致せり、壽永三年二月かの赤井景俊は攝州一の谷の戦に、教經知盛を窺ふとて夢野の陣に忍び込み討死せり、景次は鶴越を東より西へ駆け上り義經の陣に趣き註進せり、爲に義經は夢野に下ろさずして高尾より道を西へと轉じたり。

丹生山明要寺の全盛の頃には、種々な落武者が頭を圓めて殊勝氣に珠數爪繰つて隠れてゐた、豊太閤の從弟に奥山佐渡といふ武士も仔細あつて此寺に隠れ道無法印と名乗つてゐた、丹生山の焼打ちの際にも、どうせ秀吉方へは有利な内應者であつたかとも思はれる、丹生寺が漸く十四石餘の寺領を許され露命を維いだのも道無のお蔭だと喜んでゐるが、其實内應者の罪障消滅の爲の善根であるまいか、戰國時代の腕力沙汰には、随分と權謀で以て民心の收攬をしてゐる事が多い。

播磨の赤松家が嘉吉の亂に一族衰滅に及びしを、長祿

年間に殘黨餘類共が御家の再興を謀つて、三條内大臣に歎願して、南朝にある神器を取り返すべき條件で、赤松餘黨の加東美養の邊に蟄伏せるもの三四十人が堅き結束をして吉野の山中へ忍び込んで素志を遂げた、其志士の中に丹生谷太郎左衛門といふがある、此人は丹生の山田の出生で、加東郡粟生の岡の城主であつた本來は畠田といふが氏であつたが、長祿の頃は丹生と名乗つてゐた。

備前國和氣郡泉村に安養寺といふ寺がある、これは赤松一類が神靈出現の恩賞として備前國新田庄を給はりたる事實で左の證據がある。

奉寄附安養寺田地事

合參段者

右色々所寄附申實正也、但南方帝王第一宮長祿元年乙丑十二月丹生帶脇阿彌陀佛同弟四郎左衛門妙珍禪定門各々得三菩提佛果拂速六道迷忌候也仍爲末代奉寄

附處如件

應仁三巳年二月晦日

丹生屋豊後守

正 頼 判

とあり。

茲に一つの面白い資料がある、今も須磨寺の鐘樓堂に掲つてゐる鐘は、攝州矢田郡丹生山田庄安養寺と銘にある、そうして長祿二年の年號は痕跡丈にして削つてある、須磨寺では一の谷の合戦に辨慶が越え越ゆるとき擔いで來たものであるなど、傳へ、又鐵拐の峯に鐘掛松だといふ松さへある、斯かる傳説を言ひふらすためには、長祿の年號入の鐘では不都合であるので削つておいた次第である。

そも此鐘は山田村原野の安養寺俗に谷寺といふ古刹にあつたものである、安養寺は近年廢寺にして、其蹟は田となつてゐるが、醍醐三寶院末寺の眞言宗の寺で餘

程古いものであつた、今も其本尊であつた大日如來の座像は原野の成道寺に在る、此鐘が須磨寺へ行つた來歴は不明であるが、長祿年間に此安養寺へ寄附したのは、丹生屋の餘黨が發願であつたと思はれる、長祿元年丁丑十二月二日の夜、丹生屋左衛門尉、同弟四郎左衛門尉の二人は吉野奥北山に於て南方一宮を伺ひ奉り素志を遂げしも、伯母谷の積雪中にて南方のために討ち

果され討死した、此二人の菩提のためには、備前和氣の安養寺に於ても後裔のものが供養してゐると同時に生れ故郷の丹生の山田に於ても、此安養寺に於て供養をした其遺物と思はれる、丹生屋の外、小河兵庫亮、小河七郎など當時の志士も矢張山田の出生らしいが、何分にも時勢の推移は赤松家に不利で、別所さへも天正に滅んだために、赤松の一族は悉く商賈となり、農民となり姿をかへて世を忍んだのであつた。

三木の別所の亡んだときには、其臣下で澤山に山田に

落ちて歸農したのものもある、侍大將であつた室田隼人も現に原野に其末裔がある。

關ヶ原の一戦に豊臣氏方は不利で、其落武者の中にも丹生の山田へ落ちたものも、谷上邊にあるこの事も言ひ傳へてゐる。

○義民脇坂市左衛門

丹生山田庄が豊臣氏の領となつて、檢地奉行には山岡惣軒が出張した、徳川氏の領となつて延寶六年に尼崎城主青山大膳亮が檢地奉行となつて出張した、原野村に脇坂市左衛門といふ庄家がゐた、檢地の役人が頗る苛酷な檢地丈量をするので、以前の太閤檢地に比較すると甚しき相違を生じた、市左衛門は斯る丈量をされては、一村の手前何十石の増徴となるや知れず、村民の苦痛は見るに忍びずとて、役人の面を冒して其苛酷を訴へた、が役人は承知しない、市左衛門は今絶體絶命役人の持てる間竿を、奪ひとり見る／＼打ち折つ

た、奉行は此の事實を知つて幾分の寛容をした、市左衛門は狂氣の沙汰として切腹せしめた、青山大膳亮の檢地奉行として行つた所は、餘程百姓に利方な丈量であつた、此事は幕府では大に忌疑に觸れて、青山侯は内々不首尾であつたといふことであるが、治下の百姓等は大に徳として、神戸安養寺に同侯の墓所のあるのも、實は頌徳の意味もあるのである、現に神戸市東尻池村などは、今におき大膳祭りとして、同侯に對して尊敬の意を盡してゐる。脇坂市左衛門の義氣も此間の消息を伺ふべきよい資料である。

○鶴越の史蹟

攝津國元八郡と播磨國明石郡との界、攝津では藍那村播磨では木津村との村界、大きくいへば畿内と山陽道との區劃、この道大切な境界地に重要な道路がある此道路は播州三木町と攝州兵庫津といふ昔の都會地を联接する唯一の道路で、かなり多くの人に知られてゐる。

功を立てんものごと、窃かに藍那から道を南にとつて白川奥畑多井畑下畑と經て二月七日の未明に西門に着いた、一方義經軍は鶴越の順路を中程まで越えて最高部の高尾まで来た處が、丹波の須知源氏の一族黒井景次が夢野から鶴越を西に驅けつけて、夢野の陣の情報を註進した、義經は此の鶴越の下に平家隨一の鬼武者能登守教經が陣せるとは、斯くては我が計畫早や敵に悟られしか、さらばこれを下すも詮なし、横峯傳ひに一の谷の後に出る道はなきか、鷲尾を呼べ經春早くと召して、問道の有無を問ふ、經春問道のある由を詳に答へたれば、鶴越の高尾より南に續く支脈を尾傳ひに多井畑に出で、鐵拐の峯より逆落しの險を下して平家の陣を襲撃したるなり、これ有名な鶴越の史實である。

○鶴越の名義

鶴越の名義は、兵庫名所記に谷狭くして大鳥羽をのす

るが、未だ此道路を踏んだことのない、遠國他所の者でも、源九郎判官が一の谷の平家を討たんとて、鶴越の奇襲を行つたといふことは、随分有名なものである元來此の鶴越といふのは、攝播の境から山路三里西から東へ通り今の神戸市夢野へ下るのである、壽永三年義經が丹波播磨の境なる三草山に籠れる平軍を夜討にかけて、逃ぐる平軍をば加古川傳ひに土肥實平に追撃させ、自分は部下の精銳をつれて東條谷を横切り美囊郡に出で、丹生の山田に着き、藍那村の源氏谷や、椎の木塚の邊からいよ／＼鶴越の道に差しかつた、義經の方路では此の鶴越を下ろせば、夢野へ出る、さすれば平家が衛れる一の谷城は生田を東門に鹽屋を西門としてゐるから、其中堅を衝いて平軍の勢を中斷すべきである考へた、平山武者所季重や熊谷直實父子等は、此鶴越を下した所で、とても希望通りの軍は出來兼る、人より先きに一の谷の西門に向つて先陣第一の

能はず鶴位のの小鳥ならでは通れぬ處なればと説明してゐる、これは殆ど鶴越を通つたことのない人の想像説であつて、鶴越は山の尾傳ひであるから、東には六甲山脈北には丹生の山田の連山を眺め、西は神出の雄岡雌岡も見へ、南は淡路島から遙に四國の山まで烟霧模糊の間に見ゆる、其外紀泉の山々まで海を隔て、見ゆる所、鶴ならで通はれぬ狭き谷とは如何にしても合點の行かぬ言ひ方である。抑鶴とは標取りといふ言葉がヒョウトリがヒョドリと轉じ鶴といふ文字をあてるやうになつたので、これは小鳥の名であるから狭き谷などの愚考が出る次第である。又一考には、昔億計弘計の二皇子が、明石の屯倉の首忍海部の細目の家僮となられ、流離辛酸を嘗められた時、兵庫の市へ薪を賣りに行かれると、いつも鶴が道の先々へ飛んで案内を申したので鶴越ともいふと、これも想像説たることはいふまでもない。然らば標取り越といふのは如何であ

るかといへば、攝州伊丹の町はづれに鶴塚といふのが
ある。これも標取り塚で地所の境目に標を取つた塚
である。此の鶴塚は前にも述べた畿内と山陽道との界
國も、郡も、庄も、村も大切な界である、後世に違亂
の煩のない様に、慥な標を造つた道である、標はシメ
の事である。シメはシルシであつて誰にでも直にそれ
と知らるゝ目標である、或は矢とも申ともいふ、豹の
山とか矢立峠とか落標をミラツクシなど、あるのは何
れも境界を表示したものである。これまでに説明すれ
ば鶴越の名義の起りは分明になるであらう。

○替 へ 場

山田の一郷が其土の産物を輸出するのは重に米穀薪炭
が主であつた、重い荷物を運び出すに舟車の便のなか
つた時代には、専ら牛の脊と人の肩とによつてゐた、
濱からの交通路は鳥原谷と天王溪との二つである、天
王溪の道は極の難路で、天王川を十一ヶ所も涉らねば

ならぬ、これを奥から口に出るのは比較的樂であるが
口から奥へ輸入する物資の中で肥料の如き重量のかゝ
るものは困難であつた。そこで輸出品と輸入品との互
の勢力を交換すべき經濟上の考案が長き年月の間實行
されてゐた、これが替へ場の地である。

替へ場は天王谷に一つと、鳥原谷に一つとあつた、天
王谷は小部の地の水呑み茶屋から約三丁上手の右手、
縣道の砂利置場の地がそれである。

鳥原谷は西小部の西端中山田甫の南一本松の下であ
つた。

山田郷から出す米と濱から積んでくる肥料とは此の替
へ場で交換したものである、何れも道程の半分の所で
ある。

○恐しかりし鎧武者

慶應四年正月十一日の事、小部村なる片山陰の田舎に
時ならぬ鎧武者の同勢が、しかも六百人といふ大勢が

突如として現はれた、村のものどもの恐怖は一通りで
なかつた、なれども恐しいもの見たさの好奇心で、垣
間からも戸の隙からも窺ふておる、鎧武者は何となく
意氣は沈んでゐる、別段村に對して敵意のあるものご
も見へぬので、ホツと胸を撫で下した、隊長らしい人
が慇懃に庄屋の家を尋ねて使者を出した、其口上によ
ると、備前岡山藩の御納戸役の一行であるが、此度御
用の次第で東上の途中、先發の一隊が神戸にて外國人
と衝突の事件が生じた爲めに、止むなく神戸を通過す
ることが出来ないため此の裏道を通るのである、日は
暮れ行く手は摩耶の山奥と聞く、夜中の行軍も困難で
ある御迷惑ながら一宿の儀御村中へ頼むとの事であつ
た。漸く鎧武者の正體が分明したので、庄屋年寄村役
人は非常招集をやつて、一行の宿舎割りを定めて、成
る丈の厚意を盡したのであつた。

小部村に備前藩士が一宿した次第は、慶應四年の正月

十一日備前藩の日置帯刀は一部の兵を率ゐて尼崎藩の
去就を憚めんとて東上し、兵庫にて晝食を了り午後一
時頃行列を整へ三宮附近に蒐るとき偶英國水兵三名此
の行列を横斷す前列の兵士之を制せんとして槍を舉げ
て叱咤す、時に一英人衣囊より小刀を出し抵抗せんと
せるより兵士怒つて一人を斃し又他の一人に傷く、餘
の一人走つて急を碇泊の軍艦に告ぐるや、非常召集の
信號は港内碇泊の軍艦に傳はり迅雷一過、小舸飛び來
りて救護の兵士海岸に充ち、隊伍忽ちに編成され生田
前に屯せる備前兵を砲撃す、備前兵も應戦せりと雖も
事體の容易ならざるを察し、忽ち潰散の體を示し前年
幕府が新に造りたる神戸の裏道即ち徳川道を取りて退
きたるなり。

○八幡宮の御能の始り

六條八幡宮に毎年秋祭りに御能の奉納をすることは、
餘程久しい歴史がある、丹生山田の庄は四境の山の境

目に就き、度々の諍論をしたもので、就中口一里、中一里などの山論は慶長九年より寛文九年まで六十七ヶ年間の争ひをした程であつた。又北方の山の境目については、美濃郡の南方郷と訴訟沙汰になつて、これは結句六條八幡宮への花折證文といふ四至の榜示を點定された古證文が有力の證左となつて、訴訟は全く山田庄の申立が勝利を占めた。これが元祿十四年に判決になつたので、一郷の者共は全く八幡宮の御蔭であるとして、其明る年の正月から、神前に御能奉納して神慮を慰め奉ることを永久の儀式としたものである。今は年々に此儀式の始りを忘らるゝ風もあつて、一個の形式神事に心得て居るものも尠くないのは、頗る遺憾であると言ふ古老は物語つてゐる。

○氏神への日参

東小部村に一つの不文規約が、六十年間一日も廢棄されずに行はれてゐる、それは如何なる風雨寒暑と雖

も、氏神大歲神社へは一村を代表すべき一家が日参をするといふ習慣である。斯る良習慣が如何なる動機によりて行はれたかといふに、今より六十年の昔安政六年三月二十八日の事であつた、村内の或家から火を出して住宅六棟の外土藏納屋等都合十六棟を焼いた、小部の村は天王谷の上り詰めの高所であるから、此の大火事は大阪の川口からよく見へたといふ位で、片山里の火事としては如何にも悲惨な出来事であつた。そこで村民一同が氏神の庭に會合して、今後日参の誓文を懸けて、村内に火事の惨目を免れしめ玉へと願立したのが始まりにて、以來今日まで一村の一家が毎朝代参の職を建て、参詣し、代参が済まば翌日代参すべき當番の家へ其職を渡し置くのである。斯る習慣は氏神に對する氏子の務か、稚き子供の頭へまで泌みきつて、氏神へは毎日参詣すべきものであるとの觀念が養はれてゐる。六十年といふ月日の間に養はれた良風俗は、今

更新らしく實行を促したある事柄の如く朝令暮改に成り勝ちのが、一般の風潮である。此の氏神日参といふ美風は儘に小部村の一つの誇りである。

○御觸書の寫

東下村小河仙太郎氏の祖父は壽專といつて醫者であつた、何でも壽專の親も醫であつたといふてゐる、舊家と見へて種々古いものも見當るのであるが、中に天保十三年寅年に書き綴りたる御觸書の寫といふのが、徳川幕府の行政の一般が此の資料によつて窺ふことが出来る。

一 諸運上冥加米銀當寅年季明の分出精増銀いたし二月十日迄に可申立事

一 荒地起返並に免直の儀一村限取調三月十日迄に可成丈本免入相成候様可相掛事

一切添切開等の場所有之者有體申立見分可請候若隱置において急度可申付事

右之趣得其意小前末々のものに至迄不殘様申聞廻狀村下に令請印早々順達從留村可返もの也

正月七日

竹垣三右衛門

御役所

一 京都上御靈別當小栗栖大和五月十三日渡候右は御宮其外修復爲助成大阪町在寺社段共壹ヶ年之間守札配札いたし候右配札は御免口他と違相對次第之事に候趣得其意廻狀村下に受印早々順達從留村より可相返もの也

竹垣三右衛門

御役所

一 右は大阪御城門外御修復竹なわ代書面の通り令別紙條來る二十五日限り無間違可相勤此廻狀村下受印いたし割付を以て早々順達從留村より可相返也

二月十三日

一一六

一不益手間掛りの高直の菓子類料理等向後無用に候是迄拵來共相止可申事

一能裝束甚た結構成儀も相見候間向後手輕之品相用可申候

一はま弓菖蒲甲刀はご板の類金銀金物並箔用申間敷事
一難並もて遊人形の類八寸以上は可爲無用候右以下の分は愈末の金入ごんす類の裝束不苦事

一難道具梨子地は勿論蒔繪に候とも紋所の外無用の事
一高直の鉢植もの賣買停止せしめ候事

一させる其外もて遊び同前の品金銀遣ひ候儀勿論彫物象眼之類並に蒔繪等結構に致間敷事

一女の衣類大造織物縫物無用並下縫金糸等入候ても小袖表一ツに付代銀三百目染模様小袖表一ツに付代銀百五十目を限り夫より高直之品賣買致間敷候尤惟子も右に準じ可申事

一町人共一統に花美の儀無之様に致し自今町人男女と

難有奉存今般厚き御主意を以て風俗改り候様被仰出候儀に付不淺相心得可申候尤是迄仕込置候品も可有候に付來寅年々急度停止たるべく候條觸面の趣相背候もの有之おいては役人相廻し途吟味無用捨殿敷可申付候紛敷改方いたし候もの或は途中にて往來のもの捕改候儀等聞て無之事に候若右體のもの有之候は其ものを留置早く可訴出候自今奢侈高價の品我家方に候ともあつらへ候もの有之候は奉行所へ相伺可伺差圖候右之通り町々々相觸候條被仰其意惣而花美高價の品誂申間敷此度の御主意彌厚く相心得諸事奢ケ間敷儀無之様可被致候右之趣可被相觸候在々において神事祭禮の節或は作物虫送り風祭杯と名付芝居見せ物同様の事を催し衣裳道具等を拵へ見物人を集め金銀を費し候儀有之由相聞不埒の事に候右様の儀企渡世いたすもの勿論其外にも風儀あしき旅商人或は河原者など決して村々へ立入申間敷候遊

も分限不相應結構の品着用致又髪かざり等迄大造成品相用候もの候はば組の者見懸次第右居所名前等相糺し町役人差添させ奉行所に召連れ吟味致し候間左様に可相心得候事

一くしかうがい髪さし類金は勿論不相成鬘甲も細工入組高直の品相止櫛代も銀百目を限りかうがい髪さし右に準じ下直に仕込可申事

但鬘結に縮緬の色切遣こしらへ又は女子用ひはき物鼻緒高直之品賣買致間敷事

右之趣享保寛政の度并其後も相觸候趣も有之候處累年世上花美に相成銘々身分をも不辨立派を競ひ且又外見は不目立様にても内實高金成品々狼狽に賣買可致候者共も有之由に候たごひもてあそびの品無之候ても度々觸置候儀を當座の事の様に相心得候より畢竟等閑に相成法度を背き候段不届之至に候併是迄の儀者格別の御宥免を以て先々御咎之不及御沙汰候條

興情弱よからの事を見習自然に耕作にも怠によりして荒地多くして困窮に至り終には其果ては離散の基とも成候事に候間右の次第を能く辨へ候様に可心懸候依而自今以後遊藝歌舞妓淨瑠璃踊りの類惣而芝居同様の人集め堅く制禁たるべく候今度右之通相觸候上にも若し不相止においては無用捨急度各可有之もの也

右の通り寛政十一年未年相觸候處近來狼狽に相成候趣相聞不埒の事に候以來觸面の趣急度相守人集ケ間敷儀一切不致情弱の風儀相改耕作を專一に心懸可申候相背者有之者吟味の上急度各可申付もの也右之趣御料は御代官並に其所の奉行所亦私領は領主地頭寺社領共不殘様相觸れ無油斷令吟味小給所之分は最寄御代官よりも常々付附候様可致候

天保十二丑十一月

石見

遠江

寅二月二十六日に來る

一江戸菱垣廻船積問屋共よりは是迄年々冥加上納いたし來候處問屋共不正之趣も相聞候に付以來上納に不及候尤向後右仲間株札は勿論此外とも都而問屋仲間並組合杯と唱候儀は不相成候右に付而は是迄右船に積來候諸品は勿論都而何國より出候何品にても素人直賣買勝手次第たるべく候是又諸家國産類其他惣而江戸表へ相廻し品々も問屋に不限出入の者引受賣捌候儀も是より勝手次第たるべく候

一菱垣樽船諸荷物の儀は規定も有之候處此度江戸菱垣廻船積問屋組合等令停止諸品素人直賣買勝手次第也と申渡候に付而は菱垣樽船積荷物の儀茂是迄規定に不拘荷主船主相對次第辨利の方へ積込無差支様にあらずべく尤菱垣方は文政の度紀伊殿より代取渡し有之候天目船印者差障候儀有之候間以來相用間敷右船

印早々紀伊殿へ返上可致候

右之通江戸より被仰下候右に付兩廻船問屋共儀以來諸荷物撰積等決而不致荷嵩輕目之品も外荷物同様に平等に積請送り請に可相勵旨右兩廻船問屋並右引合候者へ申渡候右者諸商賣手廣に相成申候様に格別之御趣を以て被仰渡候儀に付厚く相心得江戸積いたし來候者共は無危踏諸國積廻し彌可相勵候

天保十二年十二月

遠江

石見

寅三月二十日來る

一其村之屋敷成の儀本田畑新田畑の内自儘に屋敷取建別段屋敷成の儀不相願建家并酒造藏に取建罷在候ものも有之哉に相聞如何の事に候一體家敷成の儀は願の上可取計は勿論の處等閑に相心得罷在候段當人は勿論村役人共においても不束の事に候今般相改め屋

敷成に相成候分は村限り小前帳取調來月十五日迄に無相違可申出候右之通り申渡候上にも等閑に置村方も有之においては急度及沙汰候條得其意右此廻狀村下令請印早々順達留村より可相返もの也

三月二十一日

竹垣三右衛門

御役所

在々御取締向百姓心得方の儀に付而者去丑年以來追追申渡置候趣も有之候處猶又今般左の通申渡候一衣服の儀前々庄屋息子共絹紬布木綿可着之旨申渡有之候所今般御改事の御趣意格別の儀に付追而及沙汰候迄庄屋たりとも衣服の類都而木綿の外不可着之絹縮緬類者襟帶等にも不可用之其外の百姓は男女共尙更可爲倉服事附紙入きせる煙草入の類本文衣類に准じ倉末相用べき事

一女者髪飾不目立様倉末の品を相用手間懸り候品金

粉壽繪の類不可用の事

一履物絹類の鼻緒染塗の下駄不用之事

一菓子類在方不相應之品不可製之其外食物右に准じ可相心得事

一雛並五月飾幟都而花美之儀いたし間敷事

一淨瑠璃芝居繰りの類前々の通り不相成事勿論都而遊藝の類いたし間敷事

一髮結床取建候儀難相成筋之事

但し市中組合に入有之分は追而及沙汰迄是迄通其餘り仔細有之分は申立可任沙汰事

一女髪結の儀は猶更在方において有之間敷事に候得共

萬一心得違族右體の類有之上は品々相止め可申事

一吉凶共音信贈答相互に手輕にいたしたとへ身元宜敷

者も可成丈省略不目立様にいたし都而質素に可相守事

一公事出入其外訴訟等に付下宿人罷出居候内手輕の支

度いたし候は勿論に候得共聊にても酒肴等爲差出遊
興々間敷儀有之間敷事

一灘目筋の儀者業體に付同渡世の者も集會いたし賣體
の儀等相談いたし候場所に座鋪理置右を參會所など
と相唱へ不相應の居宅構へ中には酌取女に類し候者
を差置右參會の砌酒食遊興々間敷候村方も有之哉に
相問右體の儀は有之間敷筈にて甚以て不宜事に候以
來急度相止め右酌取に類し候女は早々爲立拂居宅等
の儀も不相當の儀は早々相止め急度相斷り可申事
一市中續村々の儀は當地町奉行所より市中觸書の類を
以て被相觸候儀も有之候由に候上は右の趣堅く可相
守勿論外村々においても右に准じ同様相心得べき事
右之條々小前末々者迄も不殘様に可相心得候兼々申
渡し候通り世上質素に儉約の儀は被仰出段は諸民其
分限に安じ安穩に渡世相營み候様の者厚き御趣意の
儀に候誠以て難有次第に有之候御國恩冥加の程有

内に炭火を用養ひ立、年中時分外れに賣出候段奢侈
を導く基にて賣出しもの共不埒の至に候間以來もや
し初ものと唱候野菜類決して作出し申間敷旨在々へ
も相觸候條其旨を存し堅く賣買致す間敷候漁鳥の儀
は自然の漁獵にて賣出し候者格別人力を費し多分矢
布を掛衒込仕立置世上へ高價に賣出候儀者は又堅不
相成若相背候もの有之においては吟味の上急度答可
申付候右の通り被仰出候間得其意堅相守可申候都而
作物の儀者可成丈五穀の内作増候様心掛其外野菜の
類作候儀は勿論候得共時の利潤に拘はり無用の品作
り候儀は致間敷候此廻狀村下令請印早々順達從留村
可相返もの也

寅 五月

竹 垣

御 役 所

奥州道中佐久山、越堀、芦野三ヶ宿困窮に付人馬俗

り難く銘々身體に銘じ御趣意の程相辨へ候はずば見
體に拘候事一家々内限りの事とも御時節柄に對し心
より相慎不能在候而者實に恐多き事に候間右役人ご
もより右の趣實に申添御趣意相立候様可致候今般右
之通申渡し候上々にも若相背候者猶有之に付當人は
勿論其所の役人迄も急度可爲吟味尤不時日廻り候間
兼而其旨相心得可罷候此廻狀村下令印形刻付以早々
順達可相返者也

寅四月二十六日

竹垣三右衛門

御 役 所

野菜物等季節いたらざる内賣買致間敷前々相觸候趣
も有之處近來初物を好み候儀増長いたし殊更料理茶
屋等にては競合買求高直の品調理いたし候段不埒の
事に候たとへばきうり、なす、おんげん、さげの
類春もやしものと唱候雨障子を芥にて仕立或は室の

錢割増左の通引受取旨申渡去る酉二月より當寅正月
迄中五ヶ年の間人馬俗錢都合四割五歩増申付置候所
猶又當寅二月より來る未正月迄中五ヶ年の間は迄の
通り都合四割五歩増

奥州道中 佐久山 宿

越堀 宿

芦野 宿

右割増申渡間可被得其意候右之趣 可被相觸候

寅 二月

右之通從江戸被 仰下候に付爲觸知候間村々令承知
尤御料私領寺社領等入組いりこみ村方の分者其ヶ所
に不洩様庄屋年寄寺社家承知の段肩書令印形村次順
順無違滯依之割紙村々書差添遣候間觸留村より遠江
守番所へ可持參候也

天保十三年寅三月

遠 江

石 見

舊多相觸候間屋組合仲間等唱候儀は停止の旨申渡候所問屋商賣計者勝手次第候得とも矢張問屋の名目相唱候故組合迄も不解様心得同商賣の内下直に致し商賣又は素人にて荷物仕入等いたし候類へ差障り候儀も有之哉に相聞大金の冥加も御免相成候上者難有相守可申處無其儀段不埒至極之儀に候依之以後組合仲間等は勿論問屋と相唱候儀堅く令停止米商は米屋炭商は炭屋油商は油屋と可相唱候商賣方も仲賣へ卸方は見合候とも小賣は不差支様に可致且又仲買の者と申合卸方より直段高直に商賣致間敷と此上申付候趣不相用組合無之候而は差支候坏と申觸又は内々申合願立等致者有之は時刻を不移嚴重吟味の上御仕置可申付候

一都而株札並問屋仲間組合坏と唱候儀相成らざる段相觸候處右は十組外不差構様に心得違候者も有之哉に

右之通江戸より仰下候右觸達趣江戸中計の事にては無之諸國とも同様に米炭油等に限り候儀にては無之惣體の儀に候間一統心得違無之様に致いらい屹と株札並に問屋仲間組合坏と相唱候儀不相成候右に付取締の儀追而申渡し候間重而及沙汰候迄賣買筋等の儀は先唯今まで通り相心得彌正路に取計可致候
一大阪菱垣廻船積仲間二十四組問屋の儀は江戸十組問屋より註文引受買次いたし又は銘々見込有之者註文の有無に不拘諸荷物積廻し來り候處去る丑年十二月相觸候通り江戸問屋とも不正の趣も相聞候に付右仲間株札上納銀等被差止猶又此度十品限り問屋仲間組合之儀も都而不相成勿論右は江戸中計の事にては無之諸國とも同様の旨從江戸表御下知有之に付前書二十四組之儀も以來問屋仲間組合坏と相唱候儀令停止冥加金之儀も不及上納候旨申渡江戸積の儀唯今迄の通相心得取引いたすべく段も申候に付ては是迄右組

相聞不埒の事に候彌先達相觸候通相心得十組之外にても株札問屋組合仲間等決而難相成候間可存其趣候是迄爲冥加無代納物無賃人足川渡し馳付等の義は都而差免候間銘々正路に可致商賣候追々同商賣の者出來候とも決て差障申間敷候御用に付前々より仕來候納物人足等の分は其筋にて調の上追而可相違候
一品物手前に買込置追々賣出候儀勝手次第に候得其他國へ前金遣し買留積送り見合其所へ圍ひ置候者則ち賣に相當り不正の筋に候間以後右様の儀は致間敷候萬一不相改趣外より於相聞は可處嚴科候
一湯屋髮結の類の諸式直段に不相拘者故組合仲間停止の儀は不及沙汰候處同商賣の内賃錢下直にいたし候者有之候へば組合の者より差障候趣相聞不埒の事に候依之以後右商賣の者も株札は勿論組合仲間等相唱候儀令停止候間町内其外内商賣者何軒出來候とも決而差障申間敷候

合外の者にては江戸積届の者は向後勝手次第諸荷物可積廻候

天保十三寅三月

遠 江

石 見

近年借金銀出入目安請金主へ身代限り相渡候身分不相應に衣類坏着かざり人交致以前の家名再興可致との心掛も無之然る已存罷らす借金銀濟方相通斷を以名前等取替偽の身代限相渡候ものも有之哉に相聞不届の至候元來百姓町人共儀代々の家筋等を其身の不覺悟を以て爲及斷絶候儀は第一父祖へ對し不孝不本意の儀と殘念に可存處無其儀猥に身代限相渡候段人情に有之間敷仕方にて右様の不所存物は急度人前を相憚格別に辛苦いたし可稼出筈に候上者身代限相渡候もの追而以前の家名再興いたし候迄は向後男女共平日藁草履の外其餘の履物勿論雨天の節傘下駄等相

用候儀差止みのかき桐油合羽等を着可致往來且銘々親類身寄のもの吉凶の場所へ列座致間敷其上男は吉凶平日共上下袴并に羽織着用不相成候間其旨を存銘銘如何にも恥辱を辨身代限相渡候儀を輕々敷相心得申間敷自然此上にも右渡方等の義に付斷の取計いたし候もの有之趣於相分者早速召捕可處罪科候條所のもの共も兼て心を付右體の族無之様可相改候右之通可觸知もの也

六月二日

竹垣

御役所

庄内儉約定

一御神事御能之儀者當寅年より來る巳年迄壹通りの分御面にて相濟可申事

一競馬之儀五貫文の處壹廻りの間三貫文に仕候都合八貫文にて随分曲騎等いたさせ可申事

一諸賣買の儀は御公儀様御趣意堅相守直段貳割下に申付べき事

一田植ちん草取ちん并に日雇賃とも自古仕來の分は其儘近年相増有之分は貳割下り又は前年通り相下り可申事

一大工木挽作料の儀は壹分七厘に相定可申候早朝暮の勤心付可申候尤桶屋同様の事

一諸商人村々へ立入不申様に取締可申事

一庄屋にて所の者居酒屋堅停止此上不相用店屋は早々店商ひ差留可申事

一酒請賣堅停止爲相守可申事

天保十三寅六月十一日

右之通郷中一統一紙帳面に仕立庄屋承知印形いたし候て鷲尾愛右衛門預け置有之

○西小部に保存せる制札二枚の寫

近年村々へ虚無僧修行之體にて參り非分のねたりケ

間敷儀申掛或は旅宿を申付候様村役人抔へ申候故宿取遣候得者倉宅にて止宿難成由を申あはれ其場に居合候者共を尺八にて打擲いたし疵付候儀有之段相聞不届之至りに候虚無僧修業いたし候は志次第の施物を請け夜に入候は相對にて一宿可致候間以來虚無僧共聊茂不法之筋有之は其村方差押御料は御代官并御預り役所私領は地頭役所へ早々召連べし若於相背者其村方可爲越度者也

午正月

右之趣村々庄屋年寄寺社家可爲令承知者也

小堀數馬

定

きりしたん宗門は、累年御制禁たり、自然不審の者これあらば申出べし、御ほうびとして

ばてれんの訴人

銀五百枚

いるまんの訴人

銀三百枚

立かへりもの訴人

同 斷

同宿并宗門の訴人

銀百枚

右之通下さるべし、たとひ同宿宗門の内たりといふとも申出る品により、銀五百枚下さるべし、かくし置他所よりあらはるゝにおゐては、其所の名主并五人組迄一類共に可被行罪科者也

正徳元年五月 日

奉行

右之趣被 仰出急度可相守

内藤重三郎

小堀 縫殿

山田村郷土誌 (了)

11
662

大正九年十一月五日印刷
大正九年十一月十日發行

(非賣品)

神戸市荒田町四丁目四十三番地

編輯者 福原潜次郎

兵庫縣武庫郡山田村

發行者 山田村役場

神戸市大井通附屬七番地ノ五

印刷者 北野藤兵衛

神戸市大井通附屬七番地ノ五

印刷所 中央印刷合資會社

終